

# 第2次広野町男女共同参画プラン

平成29年3月

福島県 広野町



# はじめに



広野町は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から7年目を迎え、応急仮設住宅等の供与期間の満了にともない、平成29年4月には多くの町民の皆さまが帰町され再び町内で生活を営んでいくこととなります。

広野町は、町民の皆さまの帰町の節目を迎えるにあたり「いのちを守り、人を活かし、未来をつくる町」を標榜し、ふる里広野町での震災前の生活を取り戻し、また、未来に向けた新たなまちづくりのための取り組みを進めてまいります。

本町では、これまで平成16年2月に「誰もが自分らしく能力を発揮でき、ともに手を携えて生きる共生社会づくりをめざして」を基本理念とした「広野町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に向けた各種施策の推進を図ってまいりましたが、東日本大震災を経て、私たちを取り巻く環境や社会情勢は大きく変化しており、人々の価値観やライフスタイルも多様化してきています。こうしたなかで、ふる里復興・再生や未来に向けたまちづくりを進めていくには、女性と男性がお互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、その個性と能力を発揮していくことが非常に重要であります。

このため、本町では町民の皆さまの帰町の節目の時期に「広野町男女共同参画プラン」を改訂し、「子どもの歓声とともに新たな時代を拓くまち広野」を基本理念とした「第2次広野町男女共同参画プラン」のもとで、男女共同参画意識の一層の浸透を図るとともに、男女共同参画の視点に立った防災・復興体制づくりをはじめ、女性がいきいきと働ける就業環境、家庭生活と職業生活の両立支援など、多様な取組を進めてまいります。

町民の皆様におかれましても、広野町における男女共同参画社会実現へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様、貴重なご意見、ご提言をいただきました広野町男女共同参画プラン検討委員会の皆様、関係各位に心から厚くお礼を申し上げます。

平成29年3月

広野町長

遠藤 智



# 目 次

第1章 プランの策定にあたって .....	1
1 プランの改定と計画期間 .....	3
2 プランの趣旨・性格・位置づけ .....	4
3 プランの策定体制 .....	5
4 広野町の状況 .....	6
第2章 広野町のめざす男女共同参画社会（プランの基本的考え方） .....	11
1 プランの基本理念 ～町の将来像～ .....	13
2 プランの基本目標 .....	14
3 第2次プランにおける見直しの重点課題と施策の全体像 .....	15
第3章 施策の展開 .....	17
<b>基本目標Ⅰ 男女が自分らしく活躍できる“環境づくり”</b> .....	<b>19</b>
取組方針1 女性がいきいきと働ける就業環境の充実 .....	19
取組方針2 家庭生活と職業生活の両立支援 .....	24
取組方針3 地域生活への男女の積極的参加 .....	28
<b>基本目標Ⅱ 男女が安心して暮らせる“体制づくり”</b> .....	<b>30</b>
取組方針1 女性の健康支援に関する啓発 .....	30
取組方針2 女性に対するあらゆる暴力の根絶 .....	33
取組方針3 支援を必要とする人が安心して暮らせる条件整備 .....	37
<b>基本目標Ⅲ 男女共同参画を推進する“人づくり”</b> .....	<b>40</b>
取組方針1 学校教育における男女平等教育の推進 .....	40
取組方針2 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実 .....	43
取組方針3 様々な分野に参画し、責任を担うことのできる人材の育成 .....	45
<b>基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の“基盤づくり”</b> .....	<b>48</b>
取組方針1 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立 .....	48
取組方針2 意思決定過程における男女共同参画の拡大 .....	50
取組方針3 人権・個性の尊重と制度・慣習の見直しの促進 .....	54
<b>▼展開する施策の成果目標</b> .....	<b>58</b>

<b>第4章 プランの推進</b> .....	<b>59</b>
1 推進体制の充実 .....	61
2 関係機関との連携強化.....	61
3 プランの進行管理 .....	62
<b>資料編</b> .....	<b>63</b>
1 広野町男女共同参画プランの改訂実施要領.....	65
2 広野町男女共同参画プラン検討委員会名簿.....	66

第

1

章

## プランの策定にあたって





## 1 プランの改定と計画期間

### (1) プランの改定

「男女共同参画プラン」とは、男女共同参画社会の実現に向けて、町の具体的な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

#### ▶男女共同参画社会とは…

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

【男女共同参画社会基本法（平成11年）】

男女共同参画基本法のもと、地域が一丸となって、男女が互いに人権を尊重し、あらゆる分野において積極的にまちづくりに参画できる社会となることが望まれます。

本町では、平成16年2月に「広野町男女共同参画プラン」を策定し、プランのもと、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。この度、計画期間が終了したことから、必要な部分の見直しを図り、「第2次広野町男女共同参画プラン」として改定しました。

平成16年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
広野町男女共同参画プラン					
	第2次広野町男女共同参画プラン (平成29年度～平成33年度)				

見直し

### (2) 計画期間

計画期間については、前プランは10年間でしたが、本プランは、近年の社会情勢等の変化の状況や国及び県の期間などを踏まえ、

平成29年度から平成33年度までの **5年間**

と設定しました。

## 2 プランの趣旨・性格・位置づけ

### (1) 計画の背景 ～なぜ男女共同参画は重要なのか～

わが国の総人口は平成20年をピークに減少に転じ、人口減少社会という厳しい現実と直面しています。生産年齢人口については平成7年から減少しており、労働力人口や消費者数の減少による経済成長の低迷も懸念されるところです。さらに、少子化及び超高齢化、経済・社会のグローバル化、未婚・非婚の増加、家族形態の多様化、地域社会における人間関係の希薄化など、社会経済環境は急激に変化しています。

このような状況下では、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある地域社会をつくっていくことが重要な課題となります。地域社会に持続可能性や多様性をもたらすため、家庭や地域、職場などあらゆる場における男女共同参画が望まれます。平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、様々な分野において、女性の活躍への期待と関心が一層高まっています。

しかしながら、現実を目を移すと、性別による固定的役割分担意識は根強く残っており、社会への女性の参画はいまだ十分とは言えません。出産・子育て期の女性の離職、非正規労働者の多くが女性であること、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に対する理想と現実の乖離、女性に対する暴力件数の増加など、様々な場面で問題が生じています。さらに、失業者や非正規労働者などの経済的困難に加えて、日常生活の困難や地域社会における孤立など社会生活上の困難を含めた「生活困難」を抱える人も増えています。

このような問題に対応し、性別に関わらず各人の個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、地域をあげて様々な変革に取り組んでいく必要があります。本町を取り巻く社会情勢の変化や様々な課題を踏まえながら、男女が互いに人権を尊重し、あらゆる分野で積極的に男女がともに参画できるまちとなるよう、地域に根差した取り組みを推進していくことが重要です。

### (2) プランの性格

本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」であり、本町における男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき基本的方向や具体的方策を明らかにするものです。

また、基本目標Ⅱの施策の方向2「女性に対するあらゆる暴力の根絶」などの該当項目は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく基本計画（DV対策基本計画）、基本目標Ⅰの施策方向1「女性がいきいきと働ける就業環境の充実」などの該当項目は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村女性活躍推進計画）」を包含した計画と位置づけます。

策定にあたっては、国の「第4次男女共同参画基本計画」や福島県の「ふくしま男女共同参画プラン」を踏まえるとともに、「第5次広野町町勢振興計画」「広野町復興計画（第2次）」をはじめとする関連する他の計画との整合性や調和を図りました。

### 3 プランの策定体制

#### (1) 検討委員会の設置

本プランを策定するにあたり、有識者や関係団体の代表者などで構成する「広野町男女共同参画プラン検討委員会」を設置し、幅広い意見の集約と計画内容への反映を図りました。

#### (2) アンケート調査の実施

町民の男女平等に対する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、就労や人権、女性の活躍などに関する意識・実態等を把握するため、アンケート調査（「広野町男女共同参画に関する町民意識調査」）を実施し、得られた調査結果の計画内容への反映を図りました。

##### ●調査の実施概要

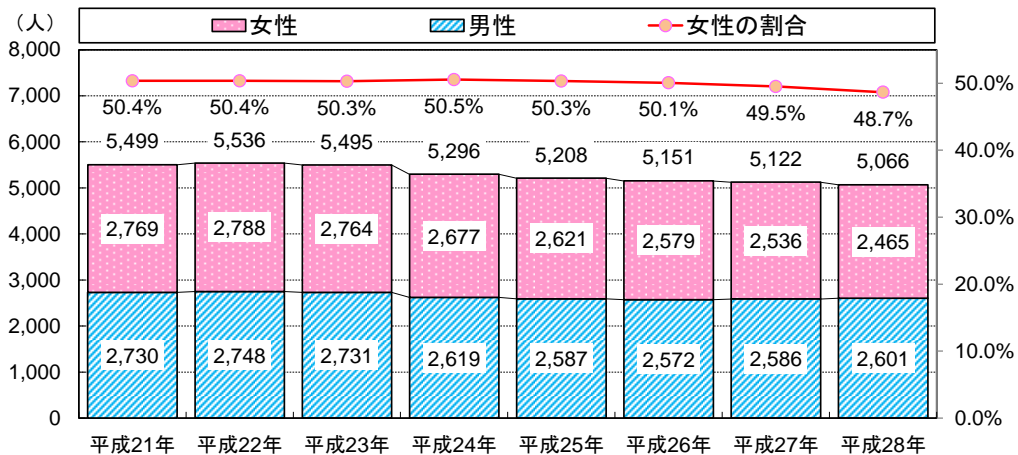
①調査実施時期	平成 28 年 11 月～12 月
②調査対象	平成 28 年 11 月 1 日現在、20 歳以上の広野町住民の中から、性別及び年齢、居住地区等を考慮し、無作為に抽出した 1,000 人
③調査方法	郵 送 法 : 郵送による配布回収
④配布・回収の結果	配 布 数 : 1,000 件 有効回答数 : 197 件 有効回答率 : 19.7%

## 4 広野町の状況

### (1) 男女の人口

本町の人口は減少傾向で推移しており、平成28年では5,066人となっています。これまで、女性の人口が男性の人口を上回っていましたが、平成27年に逆転し、平成28年における女性の割合は48.7%となっています。

#### ●人口推移【男女別】

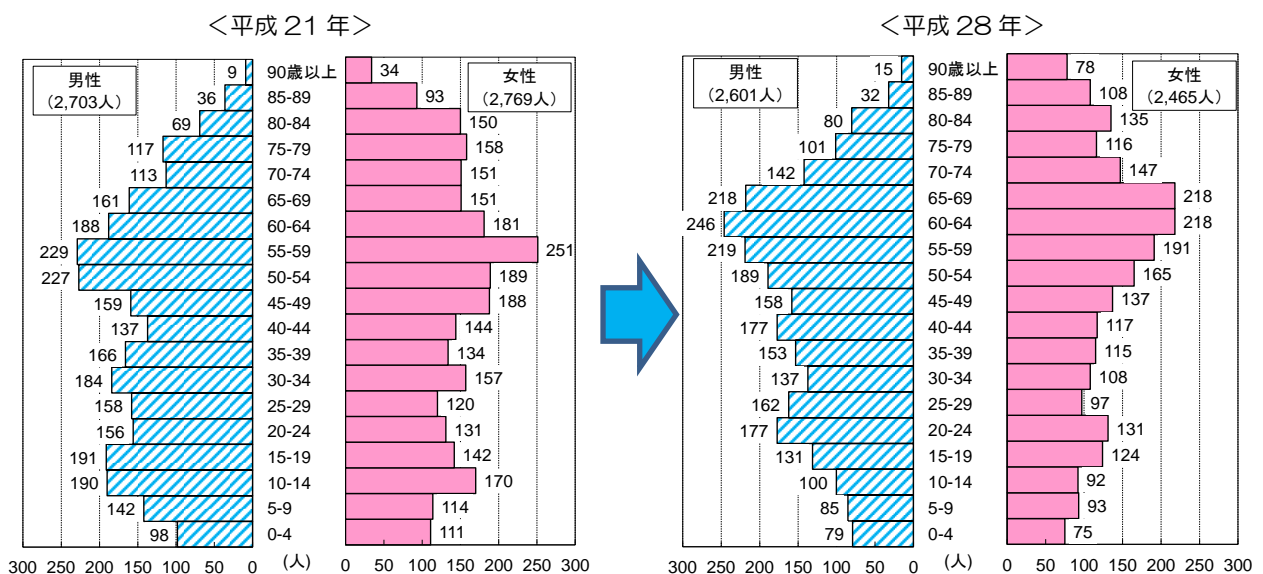


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

### (2) 人口ピラミッド

本町の人口ピラミッドをみると、平成21年から平成28年にかけて、60代をはじめとする上部が広がる一方、下部は狭まっており、少子高齢化の進行が顕著に表れています。さらに今後は、高齢化の更なる進行と後期高齢者（75歳以上）の増加が予想されます。

#### ●人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

### (3) 世帯の状況・家族形態

#### ①世帯総数と世帯人員

本町の世帯数は、平成22年から平成27年にかけて600世帯以上を増加し、平成22年の約1.5倍の2,430世帯となっています。世帯数増減の内訳をみると、親族世帯数が500世帯ほど減少しています。それに伴い、核家族世帯数も減少していますが、その構成比は増加しており、平成27年では親族世帯の80.1%は核家族世帯となっています。

その一方で、単独世帯が1,000世帯以上増加し、原子力発電所に勤務する労働者の転入が主な要因となっています。

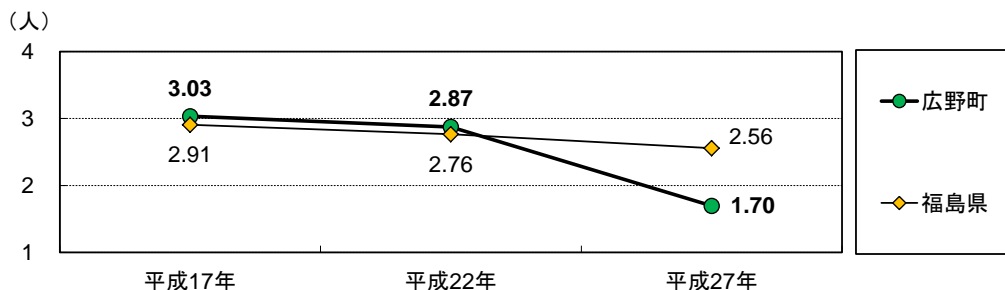
そのため、平成27年における1世帯あたりの人員は大きく減少し、平成27年では1.70人と福島県平均を下回っています。

#### ■世帯数

	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	1,789世帯	1,807世帯	2,430世帯
親族世帯数	1,404世帯	1,375世帯	870世帯
核家族世帯数	964世帯	981世帯	697世帯
親族世帯に占める割合	68.7%	71.3%	80.1%
その他の親族世帯数	440世帯	394世帯	173世帯
親族世帯に占める割合	31.3%	28.7%	19.9%
非親族世帯数	2世帯	3世帯	5世帯
単独世帯数	383世帯	429世帯	1,555世帯
世帯人員	5,429人	5,194人	4,120人

資料：国勢調査

#### ■1世帯あたりの人員



資料：国勢調査

## ②子どものいる世帯の状況

震災と原子力災害の影響による転出などのため、本町の子どものいる世帯数と子どもの人数は大きく減少しており、平成27年における18歳未満世帯員のいる世帯は114世帯、18歳未満の世帯人員は203人となっています。

### ■子どものいる世帯の状況

	平成17年	平成22年	平成27年
<b>18歳未満世帯員のいる一般世帯</b>			
世帯数	563世帯	509世帯	114世帯
世帯人員	2,645人	2,345人	514人
18歳未満世帯人員	1,046人	932人	203人
<b>6歳未満世帯員のいる一般世帯</b>			
世帯数	209世帯	171世帯	68世帯
世帯人員	1,007人	817人	306人
6歳未満世帯人員	278人	242人	94人

資料：国勢調査

## ③高齢者のいる世帯の状況

本町の高齢者のいる世帯数は減少していますが、震災と原子力災害の影響により三世同居が大幅に減少したことにより、平成27年においては夫婦のみの高齢者世帯、単独の高齢者世帯はいずれも増加し、全体の6割近くを占めています。

### ■高齢者のいる世帯の状況

	平成17年	平成22年	平成27年
<b>65歳以上高齢者のいる世帯数</b>	848世帯	835世帯	698世帯
夫婦のみ世帯 （高齢者のいる世帯に占める割合）	167世帯 (19.7%)	173世帯 (20.7%)	218世帯 (31.2%)
単独世帯 （高齢者のいる世帯に占める割合）	150世帯 (17.7%)	165世帯 (19.8%)	185世帯 (26.5%)
三世帯世帯 （高齢者のいる世帯に占める割合）	293世帯 (34.6%)	250世帯 (29.9%)	88世帯 (12.6%)

資料：国勢調査

#### (4) 男女共同参画についての町民の意識

##### ①男女平等の実現程度に関する認識（経年比較）

社会の様々な場における男女平等の程度を把握・評価するため、広野町の町民意識調査（アンケート）結果を用いて「平等である」と回答した割合の経年比較を行いました。

##### ■男女平等の実現程度「平等である」の回答割合

（Q：次に挙げる分野で男女の地位は平等になっていると思うか）

	性別	平成 14 年	⇒	平成 28 年	増減 (ポイント)
①家庭生活の場	女性	13.2%	⇒	<b>13.3%</b>	0.1
	男性	34.4%	⇒	<b>30.0%</b>	▲4.4
②職場	女性	11.1%	⇒	<b>27.4%</b>	16.3
	男性	23.1%	⇒	<b>28.8%</b>	5.7
③学校・教育の場	女性	49.1%	⇒	<b>55.8%</b>	6.7
	男性	68.2%	⇒	<b>61.3%</b>	▲6.9
④地域社会	女性	19.2%	⇒	<b>21.2%</b>	2.0
	男性	27.7%	⇒	<b>38.8%</b>	11.1
⑤政治の場	女性	6.0%	⇒	<b>15.9%</b>	9.9
	男性	21.5%	⇒	<b>31.3%</b>	9.8
⑥法律・制度	女性	21.4%	⇒	<b>31.0%</b>	9.6
	男性	46.2%	⇒	<b>48.8%</b>	2.6
⑦社会通念・慣習・しきたり	女性	10.3%	⇒	<b>15.9%</b>	5.6
	男性	23.1%	⇒	<b>27.5%</b>	4.4

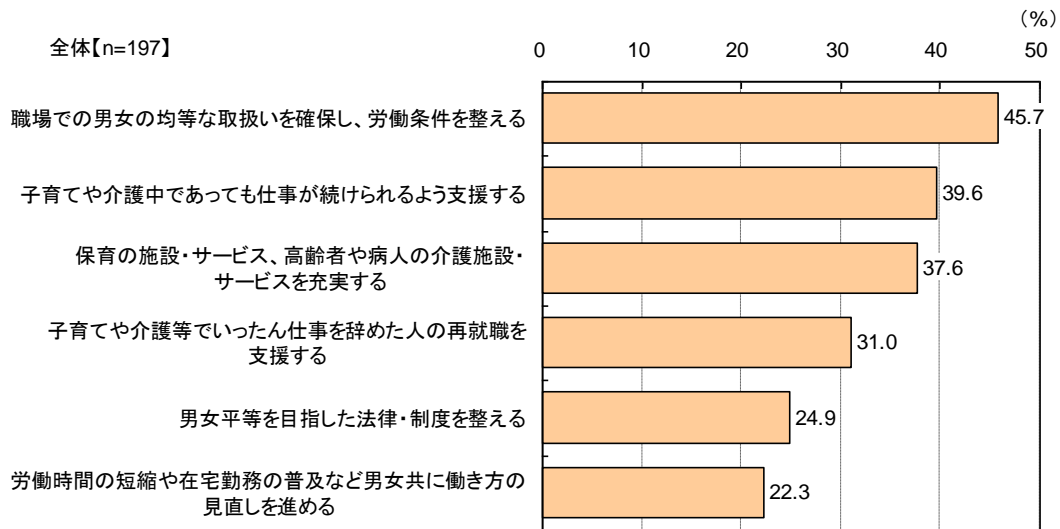
女性：H14【n=234】、H28【n=113】 資料：「広野町男女共同参画プラン」策定のための町民意識調査（平成14年）  
男性：H14【n=195】、H28【n=80】 広野町男女共同参画に関する町民意識調査（平成28年）

14年前に比べて、女性ではすべての分野で「平等である」の回答割合が高くなっていることをはじめ、町民の意識からは、社会の多くの場において男女平等の実現が進展していることが認められます。なお、男性の回答結果からは、「家庭生活の場」「学校・教育の場」については「平等である」の回答割合の減少がみられました。

## ②男女共同参画社会形成のために重要なこと

「男女共同参画社会」の形成のために特に重要だと思うこととして、「職場での男女の均等な取扱いを確保し、労働条件を整える」、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」、「保育の施設・サービス、高齢者や病人の介護施設・サービスを充実する」を多くの方が挙げています。

### ■「男女共同参画社会」の形成のために特に重要だと思うこと（上位回答）【3つまで】

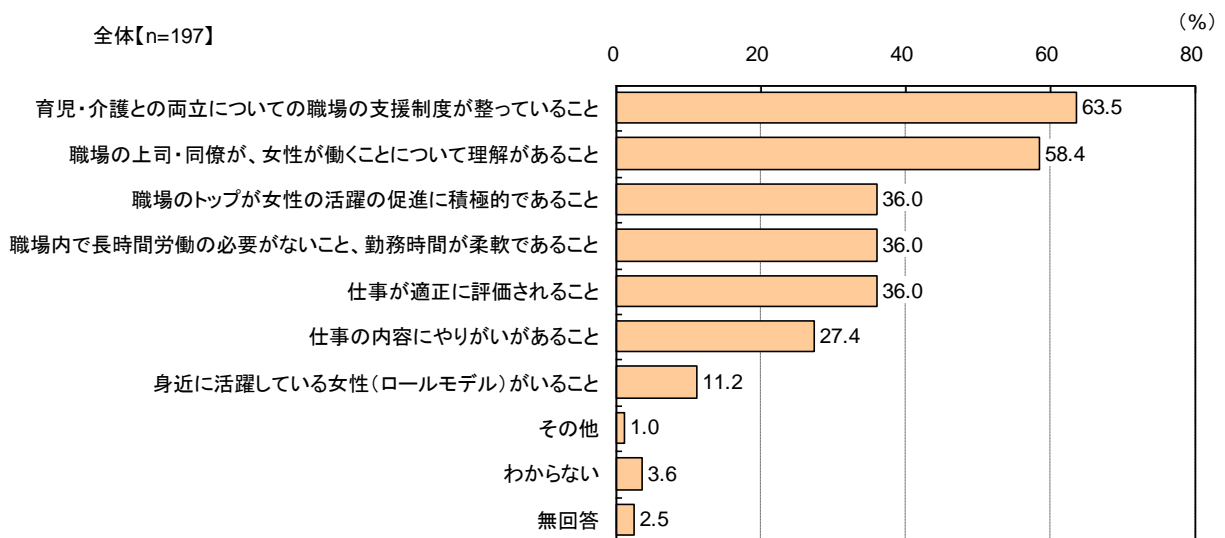


資料：広野町男女共同参画に関する町民意識調査（平成28年）

## ③女性が活躍できる仕事・職場環境に必要なこと

雇用されている女性が活躍できる仕事・職場環境に必要なこととしては、「育児・介護との両立についての職場の支援制度が整っていること」が最も多く挙げられています。

### ■雇用されている女性が活躍できる仕事・職場環境にするために必要なこと【複数回答】



資料：広野町男女共同参画に関する町民意識調査（平成28年）



第

2

章

**広野町のめざす男女共同参画社会  
（プランの基本的考え方）**



## 1 プランの基本理念 ～町の将来像～

本町は、コンパクトな町域の中に、山も海もある、きれいな川もある自然豊かなまちであり、コンパクトであるがゆえに顔の見える人間関係が成り立っているまちでした。

東日本大震災と原子力災害は、豊かな自然を目に見えない放射線によって不安にし、帰町できない町民が大勢いる一方で、原子力災害収束に関わる大勢の従業員や作業員が居住し、これまでの顔の見える人間関係で成り立っていた安心も不安に変わっています。

このような中、これまでのまちづくりの成果を引き継ぎつつ、東日本大震災や原子力災害によるマイナスをプラスに転じ、「いつまでも安心して住み続けたいと思うまち」「子どもがのびのびと育つまち」「やさしさや思いやりの心を大切に人と人とのぬくもりの感じられるまち」をつくり、それを次の世代につないでいく、そうした思いを込めて町の将来像を次のとおりとしています。

**子どもの歓声とともに  
新たな時代を拓くまち 広野**

第5次広野町町勢振興計画より

震災と原子力災害による人口構造の変化は地域コミュニティの変容をもたらし、被災前は三世同居などであった家族が、祖父母世代のみ帰町や父親の単身帰町など核家族化する傾向にあります。町民の意向も帰町に合わせて三世同居に戻るとする人がいる一方で、核家族で暮らすことを望む人も多くいます。「子どもの歓声とともに新たな時代を拓くまち 広野」という将来像を現実のものとしていくためには、今後、若い世代や女性が安心して広野町で暮らしたり、転入できるような生活環境を整えていくことが重要です。

これを踏まえ、男女共同参画の視点からまちの将来像を掲げると次のとおりとなります。

**男女が互いに尊重し合い、  
ともに新たな時代を拓くまち**

## 2 プランの基本目標

基本理念を施策展開につなげていくため、以下の4つを計画の基本目標とし、それぞれの目標ごとにまちのあるべき姿を描きます。

### ●基本目標Ⅰ 男女が自分らしく活躍できる“環境づくり”

#### ➤まちのあるべき姿

- 男女ともに家事・子育て・介護・地域活動等に積極的に参画し、喜びと責任・苦勞を分かち合い、自立した生活を送っている
- 仕事のチャンスや待遇に男女間の格差がなく、誰もが多様な働き方を選択でき、自らの能力を発揮しながら職業生活で活躍し、経済的自立が可能な環境となっている
- 誰もが豊かで住みよいまちとなるよう、男女が地域づくりに貢献している

### ●基本目標Ⅱ 男女が安心して暮らせる“体制づくり”

#### ➤まちのあるべき姿

- 男女ともに健康の保持・増進がなされている
- 男女ともに個人の尊厳が保たれながら安心して暮らせる権利が守られている

### ●基本目標Ⅲ 男女共同参画を推進する“人づくり”

#### ➤まちのあるべき姿

- 男女平等の教育が推進され、性別にかかわらず個人の希望と努力により未来が拓ける
- あらゆる分野で責任を担うことのできる多様な人材（女性）が育っている

### ●基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の“基盤づくり”

#### ➤まちのあるべき姿

- 固定的な性別役割分担意識<sup>※</sup>に基づく社会通念や慣習が見直され、一人ひとりの考え方や行動が尊重されている
- 男女が互いの性や個性を大切にし、一人ひとりの生き方を尊重し合っている
- 男女ともに企画や方針決定に関わり、積極的に社会に参画している

#### ※性別役割分担意識

男性・女性で異なる役割が与えられ、その役割の遂行を期待する意識のこと。

### 3 第2次プランにおける見直しの重点課題と施策の全体像

#### （1）第2次プランにおける見直しの重点課題

第2次プランにおいて、取り組む必要のある重点課題と重点的に見直すべき施策分野は、以下の3点です。

#### 重点課題①▶女性が仕事で活躍しやすくなる条件整備

- 【背景】 ◎男女共同参画社会の形成のために特に重要なこととして、「職場での男女の均等な取扱いを確保し、労働条件を整える」が最も多く挙げられている  
◎政府は、成長戦略の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ、近年の重要な政策課題となっている

▶重点施策として、  
「女性がいきいきと働ける就業環境の充実」を設定します。

#### 重点課題②▶家庭と仕事の両立支援

- 【背景】 ◎男女共同参画社会の形成のために特に重要なこととして、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」「保育の施設・サービス、高齢者や病人の介護施設・サービスを充実する」が多く挙げられている  
◎女性が活躍できる仕事・職場環境にするために必要なこととしても、「育児・介護との両立についての職場の支援制度が整っていること」が最も多い

▶重点施策として、  
「家庭生活と職業生活の両立支援」を設定します。

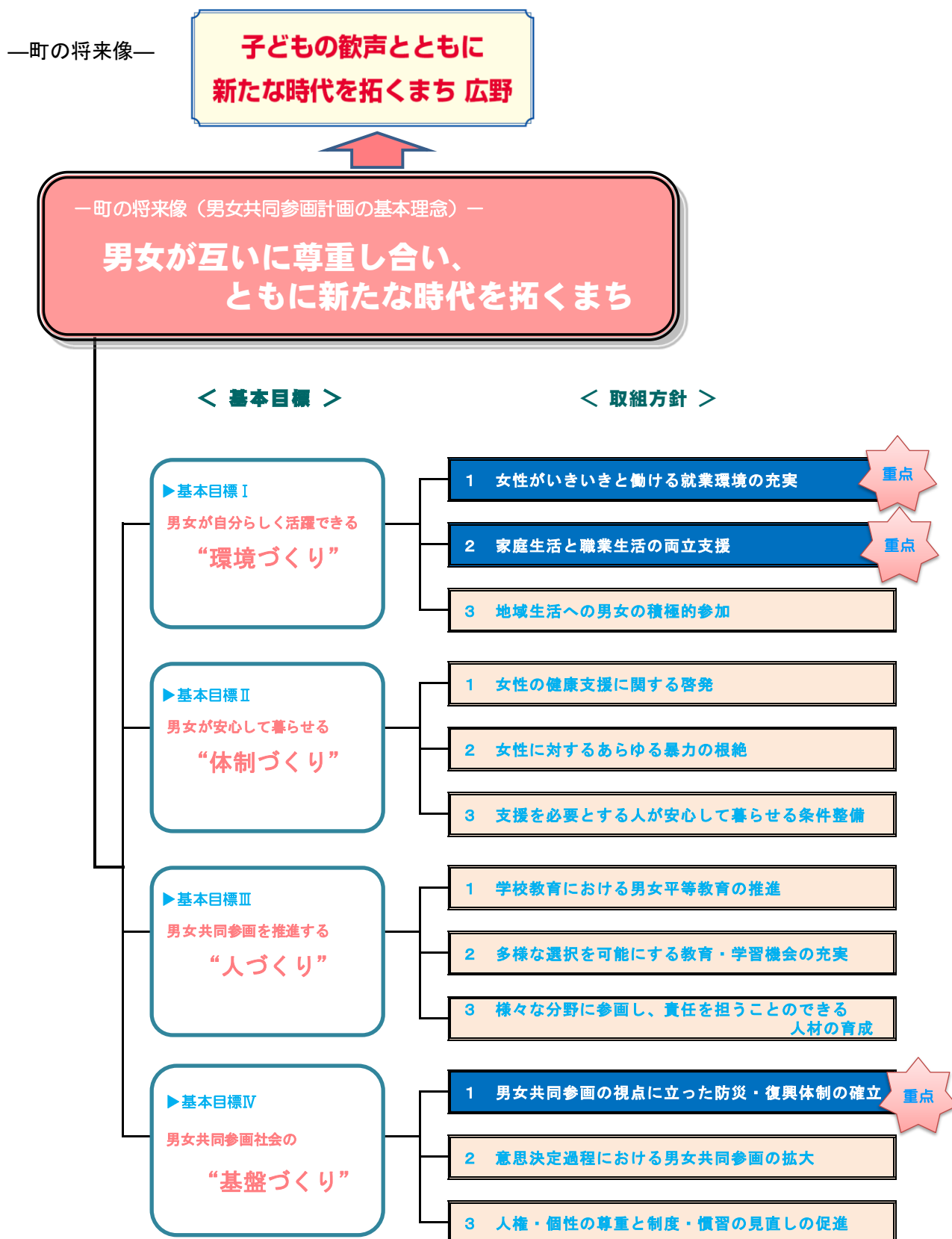
#### 重点課題③▶防災・復興における女性の視点の導入

- 【背景】 ◎災害等のいかなる事態に対しても、すべての町民が危機管理意識を持ち、安心して生活していけるまちづくりが町の最重要課題に位置付けられている  
◎すべての町民生活の安全・安心を確保する上で、東日本大震災や原子力災害における教訓を活かし、女性の視点を取り入れた防災対策が必要

▶重点施策として、  
「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」を設定します。

## （2）施策の全体像

本町の将来像の実現に向け、男女共同参画分野において展開する施策の体系を図に示すと以下のとおりとなります。



# 第 3 章

## 施策の展開

### ●担当課等の表記について

本章における「町担当課」の名称については、本町の行政機構改革後の平成 29 年 4 月 1 日以降の新たな課名で表記しています。





## 基本目標Ⅰ 男女が自分らしく活躍できる“環境づくり”

### 取組方針1 女性がいきいきと働ける就業環境の充実

#### ▶現状と課題

広野町の町民意識調査では、「活躍している女性」のイメージとして、「仕事と家庭を両立している女性」が男女ともに最も多く挙げられています。

本町の女性の就業率は、近年、福島県と同等の水準で推移していましたが、平成27年では県の水準を下回り、40.3%となっています。年齢階級別にみると、平成17年、22年で顕著であった30～34歳女性の就業率の落ち込みは浅くなったものの、県の水準には届いていません。本町の25歳～44歳女性の就業率については平成27年では69.2%と横ばいで推移しており、日本再興戦略における2020年目標である73%に向けてさらなる向上を図る余地があると言えます。

町民意識調査においては、「男女共同参画社会」の形成のために特に重要だと思うこととして、「職場での男女の均等な取扱いを確保し、労働条件を整える」ことを男女ともに多くの人が挙げています。実際に女性が職場で受けている不利な扱いとして、「賃金、昇進、昇格」を挙げる人が男女ともに多くなっています。

また、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」が多く支持される一方で、女性の3割以上が「子育てが一段落したら仕事をした方がよい」と考えており、その割合は男性よりもむしろ多い状況です。もちろん、女性一人ひとりの価値観やそれぞれが望む生き方は尊重されて然るべきですが、キャリア形成が中断されるような働き方は、パートタイム労働等の非正規雇用の多くを女性が占めることをはじめ、昇進機会の減少や雇用、労働条件、昇進、賃金等に男女の格差が生じる一因となっていることもまた事実です。このため、女性に対する偏見や身分・賃金などの待遇における差別の是正、セクシュアル・ハラスメントの防止、ポジティブ・アクション※について啓発を行うとともに、女性がより幅広い職種に進出できるように、適切な職業能力開発の機会を提供していくことが必要です。

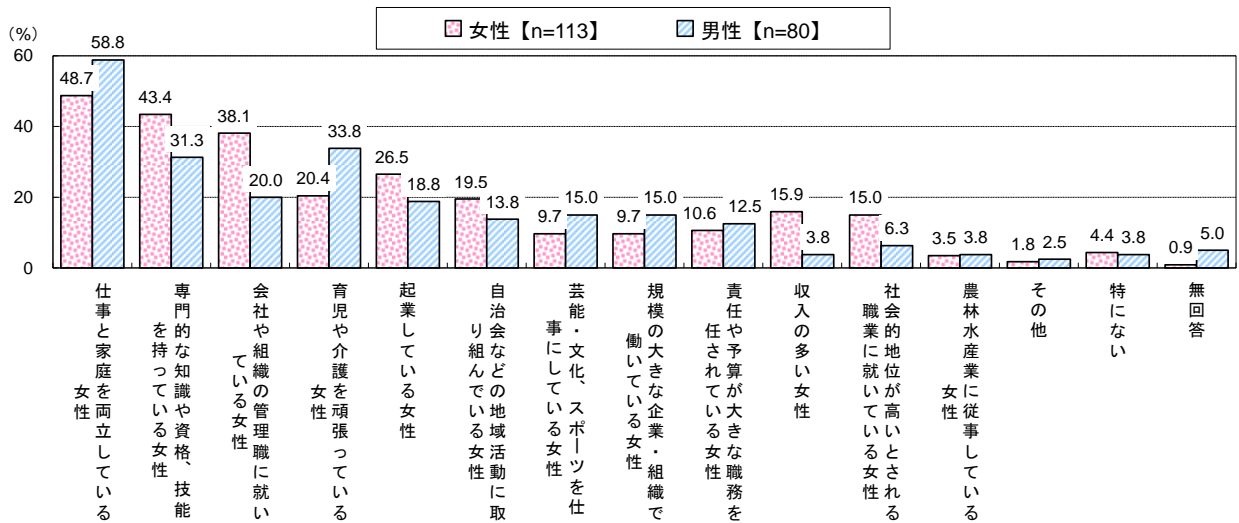
さらに、農家をはじめ、商工自営業においては、仕事と生活の区別がしにくく、特に女性は家事や育児など二重の負担を背負っており、日頃果たしている役割も適正に評価されにくい状況にあることから、女性の貢献に対する適正な評価、固定的な性別役割分担意識の是正、女性に対する過重な負担の軽減を図る必要があります。同時に、女性の地位を保障し、地域振興や生産の向上につながる経営能力の育成や経営方針決定過程への参画を促進するように努めることが大切です。

#### ※ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することを言います。アファーマティブ・アクション（affirmative action）と呼ばれることもあります。

➤ アンケート・統計データ

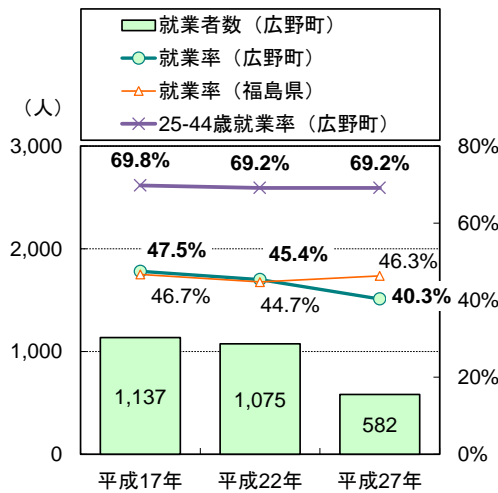
■ 「活躍している女性」のイメージ【3つまで】



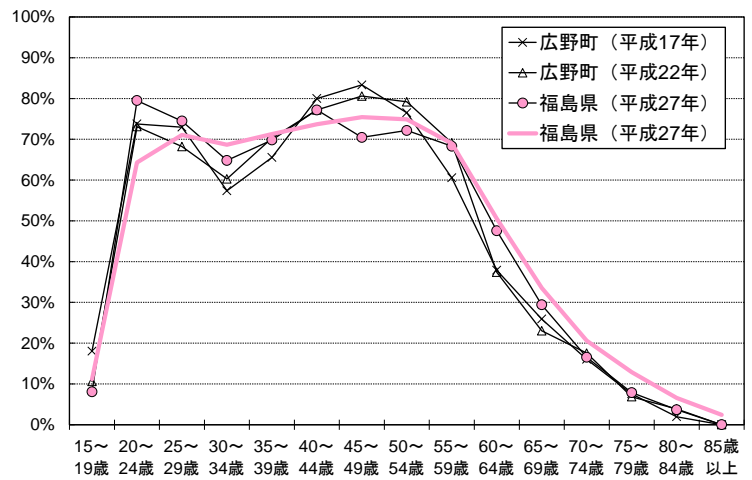
資料：広野町男女共同参画に関する町民意識調査（平成28年）

■ 就業者数と就業率

＜女性の就業者数と就業率＞



＜女性の年齢別就業率＞

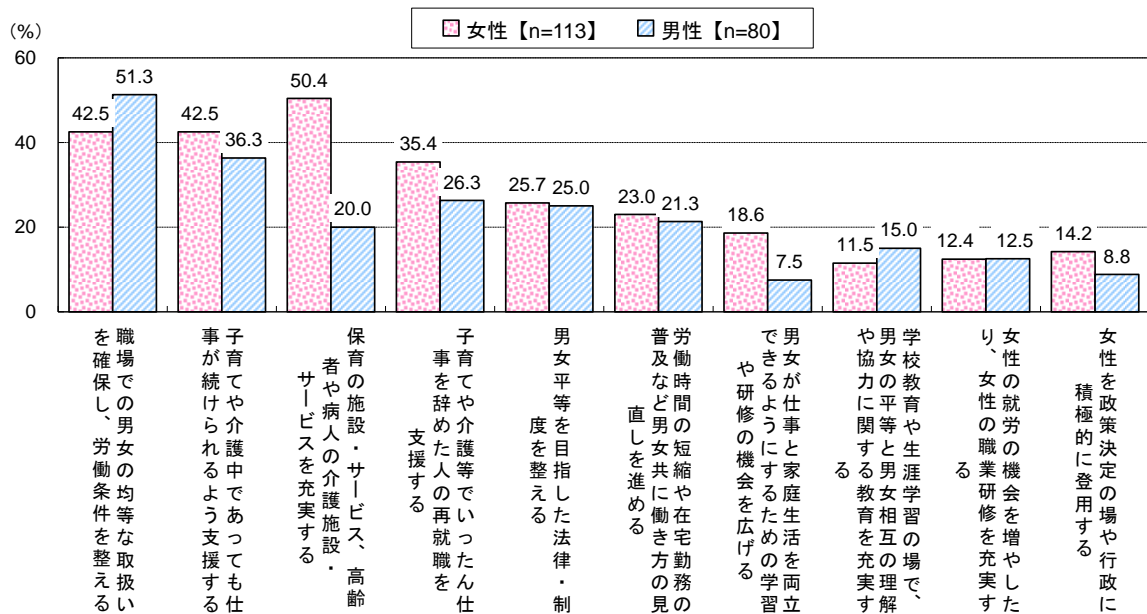


資料：国勢調査

参考指標（日本再興戦略における2020年成果目標）

25歳から44歳の女性の就業率：73% ※2012年実績（国）：68%

■「男女共同参画社会」の形成のために特に重要だと思うこと（上位回答）【3つまで】

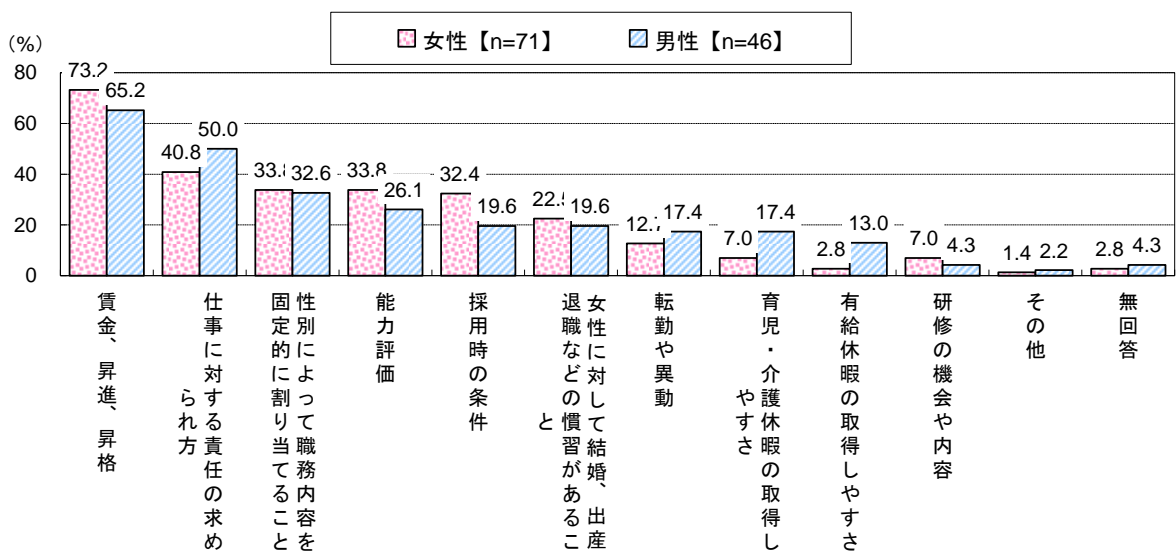


資料：広野町男女共同参画に関する町民意識調査（平成28年）

■職場で性別による優遇があると思う具体的な内容【複数回答】

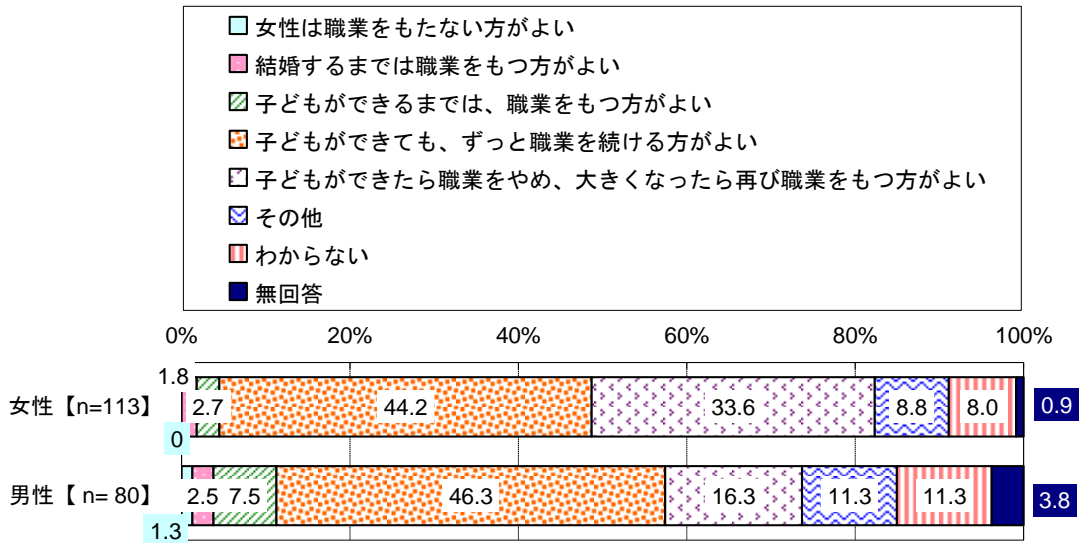
▶職場で性別による優遇があると思う方

⇒ 具体的な内容【複数回答】



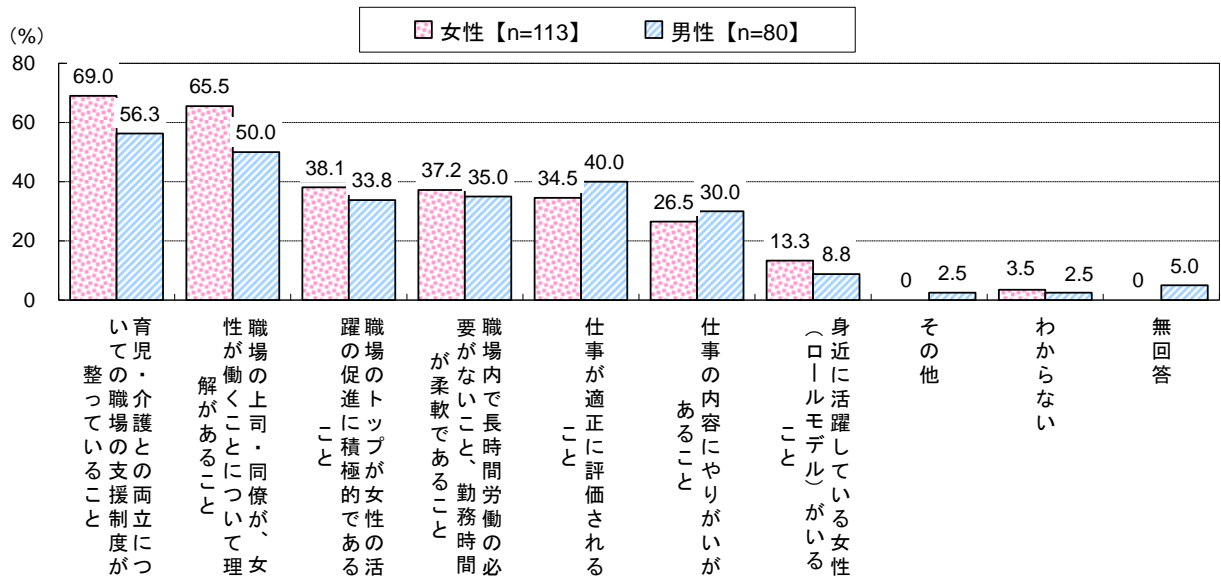
資料：広野町男女共同参画に関する町民意識調査（平成28年）

■女性が職業を持つことについての考え



資料：広野町男女共同参画に関する町民意識調査（平成28年）

■雇用されている女性が活躍できる仕事・職場環境にするために必要なこと【複数回答】



資料：広野町男女共同参画に関する町民意識調査（平成28年）

## ▼実現に向けた取組

番号	施策・事業名	関係部署
内 容		
1	<b>男女の雇用機会の均等化の促進</b>	産業振興課
○パンフレットを関係窓口に配置し、男女雇用機会均等法等、労働関係法令やパートタイム労働指針等の周知啓発を図ります。		
2	<b>ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の促進</b>	産業振興課
○ポジティブ・アクションに関する情報の収集と提供に努めます。		
○ポジティブ・アクションの理解と実施の機運を高めるため、実際に女性の活躍やワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業の紹介等を行います。 ○女性労働者が就業を継続し、能力を発揮して経歴や実績が向上できるよう、企業に対する働きかけに努めます。		
3	<b>再就職を含めた就業支援</b>	産業振興課
○近隣のハローワークや「ふくしま生活・就職応援センター広野事務所」等の関係機関と連携し、就業に関する情報提供と相談を通じ、職業生活の充実を図ります。		
○結婚や出産・育児等を理由に一旦仕事を辞め、再就職を希望する女性に対し、情報の提供や関係機関の紹介等を行います。		
○職業訓練校における訓練科目や就職の実績などについて紹介し、職業能力開発の取り組みを促します。		
4	<b>家族従業者への支援</b>	産業振興課
○農家や自営業等の家族従業者について、家族経営協定の締結、女性の労働の適正評価、労働報酬に合わせた自分名義の口座開設などの関連事例について、広報やイベント開催時等に周知を図ります。		
5	<b>多様な働き方の普及促進</b>	産業振興課
○在宅勤務、SOHO、テレワーク等、新たな就業形態等について社会的理解を深めるため、普及促進に向けた情報提供に努めます。 ○コミュニティビジネスを含めた女性の起業活動の支援を図るため、国や県が実施する助成制度や融資制度、企業相談会やセミナー等の情報提供に努めます。		

## ★町民・事業者等に期待すること

- 性別に関わりなく、適性に依じて、その能力と意欲を生かせるような職場環境づくりを労働者や雇用主が協力して整備していきましょう。
- 家族経営や自営業者に従事する女性がその働きを正に評価される環境を作っていきましょう。

## 取組方針2 家庭生活と職業生活の両立支援

### ▶現状と課題

「家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」（ILO第156号条約）について、日本も1981年に同条約を批准しており、その目的は、性別にかかわらず、職業上の責任と家庭責任の両立を基本としています。さらに、「育児・介護休業法」が制定され、すべての事業所で育児休業や介護休業が取得できるようになっています。しかし、固定的な性別役割分担意識等が根強く存在する現状では、共働き世帯であっても、女性の方がより多く家事・育児・介護等の家庭責任を担っています。

広野町の町民意識調査においては、家庭における家事の分担については、「洗濯」「食事のしたく」は8割以上、「掃除」「食事の後片づけ、食器洗い」は7割以上の家庭で、主に妻が担っているという状況です。

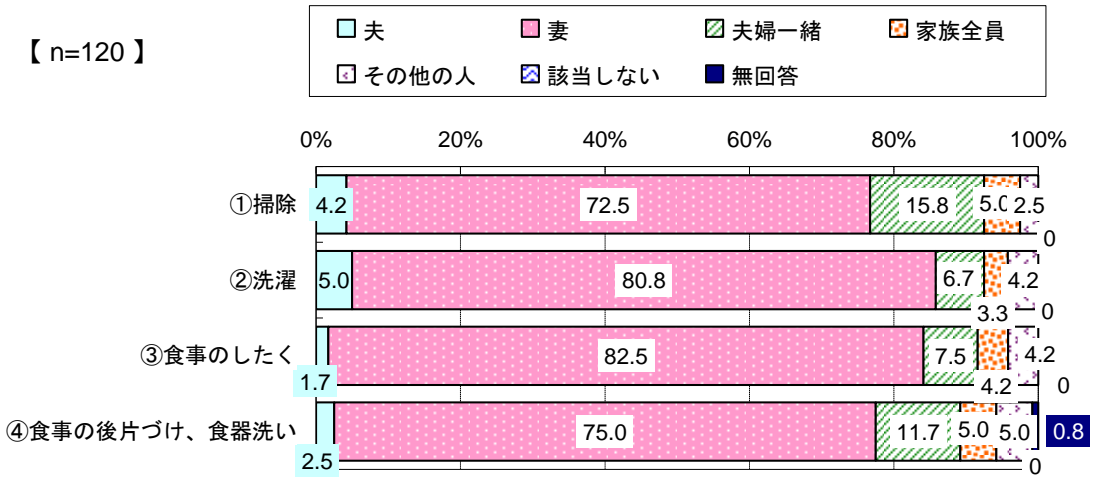
また、子育てを理由とした休職や離職については、女性のほうが男性よりも圧倒的に多い状況にあります。女性が出産後も離職せず同じ職場で働き続けるために必要なこととして、「保育所や学童クラブなどの子どもを預けられる環境の整備」を多くの人が挙げており、具体的な内容としては保育所の保育時間の拡充を求める声が多いようです。

女性が働く上で、母性が尊重され、働きながら安心して出産ができ、出産後も引き続きその能力を十分に発揮できるような環境づくりを進めていくことが重要です。また、高齢者の介護は女性が担うケースが多く、介護離職を防ぐ対策も必要です。

今後、町民の帰還と町の復興が進んでいく中、若い世代の帰還と定住を促進するためにも、子育てや介護等にかかる家庭の負担をできる限り軽減していく支援体制が重要です。育児・介護休業制度や再雇用制度、フレックスタイム制度の普及啓発、保育や子育て支援の充実、家族介護者の支援などにより、男女ともにワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が保たれ、ゆとりある充実した暮らしを送れるよう、職業生活と家庭生活が両立できる環境を整備していく必要があります。

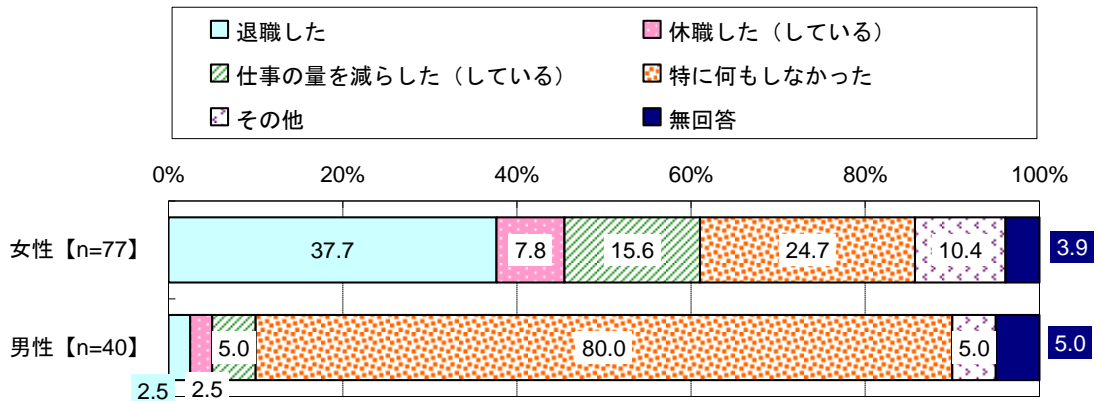
> アンケート・統計データ

■ 家事の分担状況



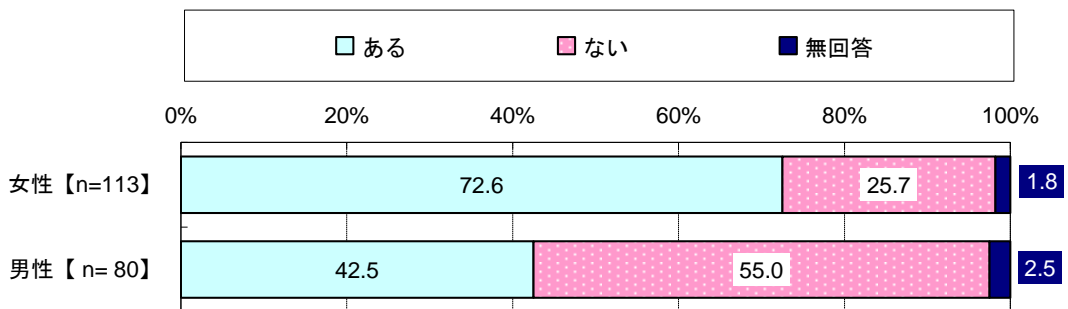
資料：広野町男女共同参画に関する町民意識調査（平成28年）

■ (子どもがいる人) 子どもが小さいうちに退職や休職などをしたか



資料：広野町男女共同参画に関する町民意識調査（平成28年）

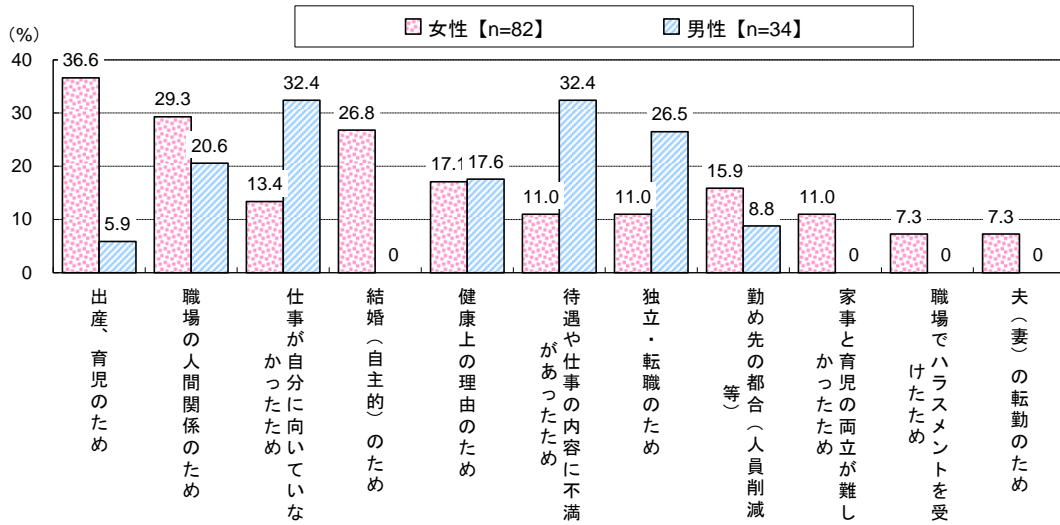
■ 仕事を途中で辞めた経験があるか



資料：広野町男女共同参画に関する町民意識調査（平成28年）

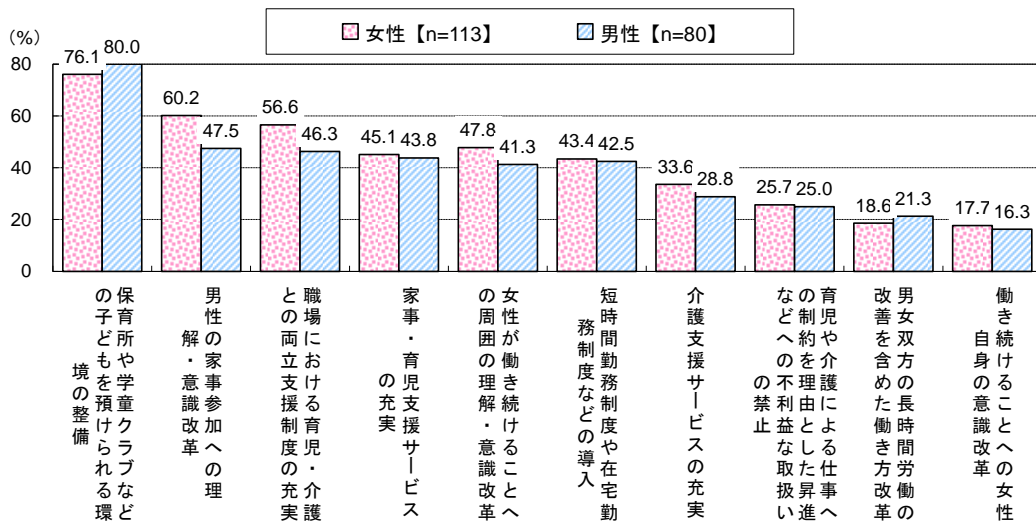
▶仕事を辞めたことがある人

⇒ 仕事を辞めた主な理由【複数回答】



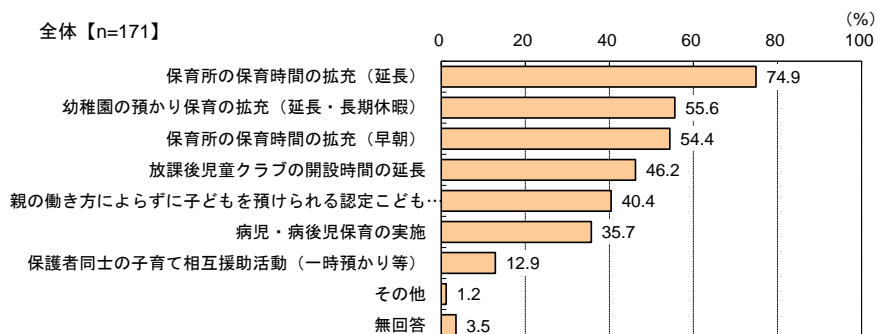
資料：広野町男女共同参画に関する町民意識調査（平成28年）

■女性が出産後も離職せず同じ職場で働き続けるために必要なこと



▶「保育所や学童クラブなどの子どもを預けられる環境の整備」と回答した人

⇒ 具体的な内容【複数回答】





資料：広野町男女共同参画に関する町民意識調査（平成28年）

## ▼実現に向けた取組

番号	施策・事業名	関係部署
1	<p><b>子育て家庭への支援</b></p> <p>○育児休業制度の普及に努めます。</p> <p>○多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。</p> <p>○家庭における生活の安定に寄与するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上を目的とし、児童を養育している方に手当を支給します。</p> <p><b>▼関連する主な事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●認定こども園の整備</li> <li>●延長保育</li> <li>●土曜日保育</li> <li>●一時預かり</li> <li>●0歳児保育</li> <li>●障がい児保育</li> <li>●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）</li> <li>●放課後子ども総合プラン</li> <li>●児童手当の支給</li> </ul>	こども家庭課
2	<p><b>子育て支援体制の整備</b></p> <p>○子育ての不安や孤立感の解消を図るため、情報提供、相談支援、交流機会の充実に努め、地域の子育て家庭全体への支援体制の整備を図ります。</p> <p><b>▼関連する主な事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●げんキッズ（子ども同士で遊ぶ、保護者同士の情報交換、保健師による育児相談【未就学児対象】）</li> <li>●なかよしランド（保健センターの健康増進ホールを親子の遊びの場として開放【未就学児対象】）</li> </ul>	こども家庭課
3	<p><b>介護家庭への支援</b></p> <p>○介護休業制度の普及に努めます。</p> <p>○介護保険サービスの提供基盤の整備を促進します。</p> <p>○要介護状態にならないための介護予防や自立した生活の支援を行う施策の充実を図ります。</p> <p><b>▼関連する主な事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険サービス</li> <li>●介護予防・日常生活支援総合事業</li> <li>●包括的支援事業</li> <li>●地域包括支援センター</li> </ul>	健康福祉課 町社会福祉協議会

## ★町民・事業者等に期待すること

- 男性は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を意識し、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家庭生活や地域活動等へ積極的に参画していきましょう。
- 仕事と育児・介護その他の活動とのバランスを取りやすくするため、労働時間の短縮や男女とも育児・介護休業を利用しやすい職場環境づくりを促進するとともに、関係法令を遵守しましょう。

## 取組方針3 地域生活への男女の積極的参加

### ▶現状と課題

広野町の町民意識調査において、仕事以外に参加したことがある活動を尋ねたところ、女性では約2割、男性では約3割の人が「グループ活動（趣味サークル、スポーツ、生涯学習等）」と回答しました。しかし、女性では5割以上、男性では4割以上の人々が「特に参加しているものはない」と回答しています。

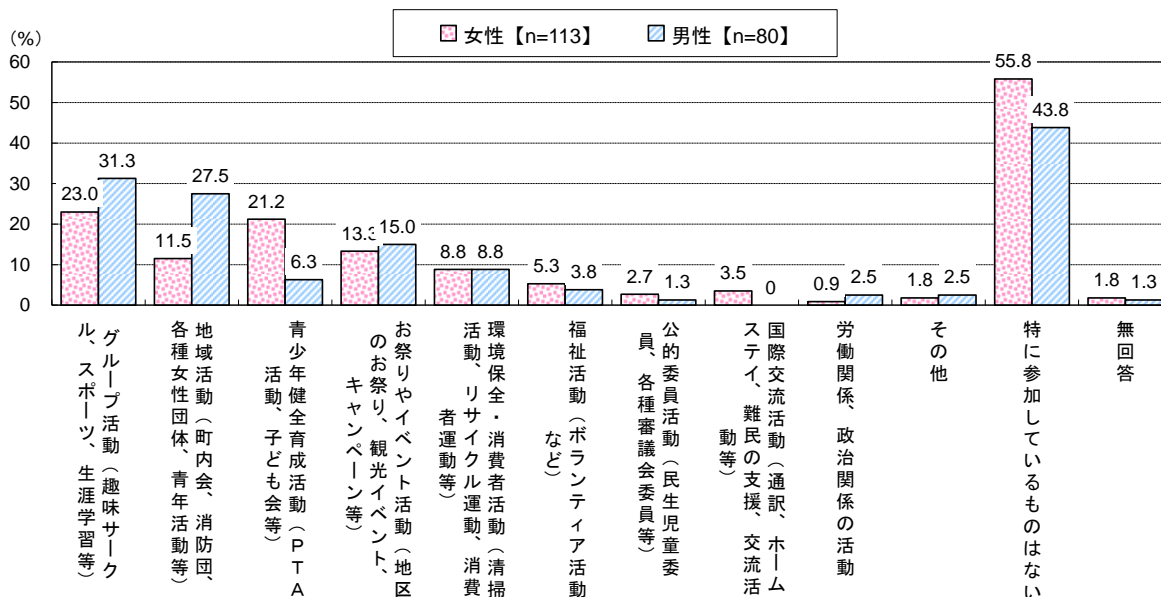
近年、ライフスタイルや価値観が多様化していることはもちろんですが、本町の町民は避難を余儀なくされ、地域の結び付きが一時的に失われてしまうなど、地域活動に対する関心や活動機会が減少したことなどもその背景として考えられます。

その一方で、本町においては、三世同居の解消、高齢者世帯の増加、老々介護、子育ての孤立化などの問題が懸念され、地域における高齢者の見守りや子育て支援などについて、地域に期待される役割は大きくなってきています。しかしながら、地域の様々な活動団体については、町外への避難を強いられたことにより、その多くが活動を休止している状況にあります。

このため、地域の課題の解決や相互扶助体制の再生に向け、まちづくりに取り組む女性団体やボランティア団体等の地域活動団体、各種グループ・サークルなどの自主的な活動の再開に向けた支援が必要です。町民の自治意識の向上を促すとともに、行政区をはじめとする地域コミュニティにおいて、多様な世代・立場・状況の人たちの参画と、相互の交流や情報交換、ネットワークづくりを促進していくことが重要です。

### ▶アンケート・統計データ

■仕事以外に家庭の外で参加している活動【複数回答】



資料：広野町男女共同参画に関する町民意識調査（平成28年）

## ▼実現に向けた取組

番号	施策・事業名	町担当課 関係機関
1	<b>世代を超えた交流活動・地域活動の促進</b>  ○子どもからお年寄りまで、気軽に交流できる場と機会の創出に努めます。 ○学校、幼稚園、保育所、児童館等において、地域の人達や高齢者等と生活技術などの交流事業を実施し、子どもの健全な育成を図ります。 ○まちづくり活動に取り組む町民に対し、交流の場の創出等、活動を支援します。	健康福祉課 こども家庭課 産業振興課 町社会福祉協議会 総務課 復興企画課
2	<b>女性団体活動に対する支援</b>  ○まちづくりのために活動している様々な女性団体の活動を支援し、相互の連携を図ります。	復興企画課
3	<b>ネットワークづくりの推進</b>  ○町民相互の交流、情報の交換等、ネットワークの仕組みづくりを進めます。 ○地域での支え合いを循環させていくため、「少しの役に立てること」「少し助けてほしいこと」などのネットワーク情報を提供、発信できる仕組みづくりを検討します。	復興企画課 総務課 健康福祉課 こども家庭課 町社会福祉協議会
4	<b>行政区活動における女性参画の促進</b>  ○地域社会の基礎的な単位である行政区（自治会）活動に、女性の積極的な参加を促すとともに、女性区長（自治会長）の登用を推進します。	総務課
5	<b>女性の視点を取り入れた防犯活動の推進</b>  ○地域住民の安全・安心に対する意識の高揚を図るために防犯キャンペーンを推進するとともに、防犯パトロールに女性の視点を取り入れながら実施します。	環境防災課

## ★町民・事業者等に期待すること

- 自治会やPTA、職場等、意思決定の場に積極的に参画しましょう。
- 一人ひとりが身近なところからできることに取り組み、地域活動の輪を広げましょう。

## 基本目標Ⅱ 男女が安心して暮らせる“体制づくり”

### 取組方針1 女性の健康支援に関する啓発

#### ▶現状と課題

女性は、妊娠や出産のための身体的特性を備えており、そのため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。

広野町の町民意識調査においても、男女が生涯にわたり、心身ともに健康であるために大切なこととして、男女いずれも「思春期、青年期、更年期、老年期にあわせた健康づくりの推進」を最も多く挙げています。

また、女性は結婚して子どもをもつのが当然という考え方が残っており、妊娠や中絶など生殖も含めた女性の健康に関して、女性が自ら決める権利があり、それが女性の重要な人権であるという認識が、十分に浸透していない傾向がみられます。さらに、産まない、あるいは産めないことに対して、女性への心理的負担を強いる社会的風潮もあります。

このため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ<sup>※</sup>の概念の浸透を図り、それが女性の人権であるという認識を広め、男女が互いの性を尊重する人間教育として性教育の充実を図ることが大切です。

さらに近年では、性情報の氾濫や性に対する意識の変化などにより、性体験の低年齢化が進み、若年層の妊娠や中絶、性感染症なども増加しているため、若年層に対する教育や啓発が特に重要となっています。

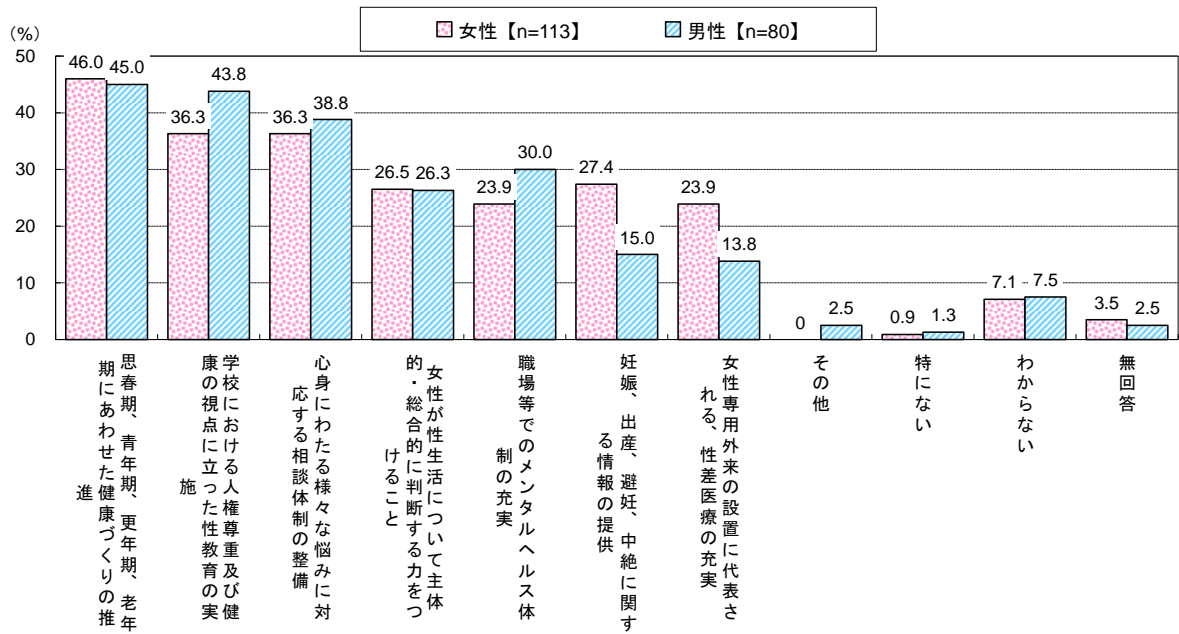
女性が生涯を通して心身の健康を保持・増進できるように、相談体制や学習機会の充実、情報の提供等、女性の健康支援に関する体制の整備を図る必要があります。

#### ※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の一つとして認識されています。その中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、これらに関して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

> アンケート・統計データ

■男女が生涯にわたり、心身ともに健康であるためにはどのようなことが大切だと思うか【複数回答】



資料：広野町男女共同参画に関する町民意識調査（平成28年）

▼実現に向けた取組

番号	施策・事業名	関係部署
内 容		
1	<b>リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発と支援</b>	こども家庭課 教育委員会
<p>○思春期教育など、人権としての性について、情報や学習機会の提供、そして相談や指導者研修の充実に努めます。</p> <p>○妊娠、出産、避妊、中絶に関する相談や情報提供を充実します。</p>		
2	<b>性教育の推進</b>	教育委員会
<p>○性についての理解を深めるため、学校保健と家庭が連携しながら教育の充実に図ります。</p>		
3	<b>生涯を通じた女性の健康支援</b>	健康福祉課 こども家庭課
<p>○生活習慣病の予防や更年期障害の改善など、成人期、高齢期等における女性の健康づくりを支援します。</p> <p>○健康に関する相談や情報提供を充実します。</p> <p>○生涯を通じた女性の健康についての調査、研究に努めます。</p> <p><b>▼関連する主な事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定健康診査</li> <li>● 高齢者健康診査</li> <li>● 骨粗しょう症検診</li> <li>● 各種がん検診</li> <li>● 肝炎ウイルス検査</li> <li>● 特定保健指導</li> </ul>		
4	<b>母性健康管理対策の推進</b>	こども家庭課 産業振興課
<p>○妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供に努めます。</p> <p>○妊婦健康診査や子育て教室での出産・子育てに関する相談事業を充実します。</p> <p>○男女雇用機会均等法の母性健康管理の措置、労働基準法の母性保護規定についての周知を図るため、パンフレット等を配布・配置します。</p> <p>○働く妊産婦への学習機会を提供するとともに、職場での健康管理に関する相談支援を充実します。</p> <p><b>▼関連する主な事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 母子保健手帳の交付</li> <li>● 妊婦健康診査</li> <li>● 妊産婦健康相談</li> <li>● 妊産婦訪問指導</li> <li>● 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問指導）</li> </ul>		

★町民・事業者等に期待すること

- 男女ともに、生涯を通じて主体的に健康づくりに取り組みましょう。
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について、理解を深めましょう。

## 取組方針2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### ▶現状と課題

ドメスティック・バイオレンス<sup>※1</sup> や性犯罪、セクシュアル・ハラスメント<sup>※2</sup>、売買春、ストーカー行為<sup>※3</sup>などの女性に対する暴力は、家庭や社会における男性優位の意識や経済力の格差等、女性の人権が十分に配慮されていない社会構造が発生の一因になっていると考えられます。また、これらの暴力は、加害者や時には被害者にとっても暴力であるという認識が薄いことや、社会の理解が不十分なことにより、被害が潜在化しやすいため実態がわかりにくく、重大性が認識されにくい状況にあります。

広野町の町民意識調査でも、女性の2割近くが、配偶者（元配偶者も含む）や恋人から暴力を受けた経験があると回答しており、そのうちの3割は「相談できなかった」と回答しています。また、実際に相談した人についても、「友人・知人」「家族・親せき」に相談したケースがほとんどで、公的機関等への相談には至らなかった状況がうかがえます。

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず決して許されるものではありませんが、暴力の現状や社会構造の実態を踏まえ、女性に対する暴力を防ぐように、町民の意識の啓発、被害の相談や届け出がしやすい環境の整備、行政の関係機関や民間団体との連携体制の強化等に努める必要があります。

職場においては、雇用主は被害の発生を未然に防止するための配慮義務が定められており、これに基づいて各企業等でも防止のための取り組みが進められていますが、より一層の呼びかけが必要です。

#### ※1 ドメスティック・バイオレンス(DV)

直訳すると「家庭内暴力」ですが、一般的には、「夫や恋人など親密な関係にあります、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で多く使用されます。家庭内の出来事で被害が潜在することが多く、公的機関の対応も十分でなかったことから、この問題に対する取り組みが急がれています。身体的なものだけでなく、精神的なものも含む概念として用いられる場合もあります。

#### ※2 セクシュアル・ハラスメント

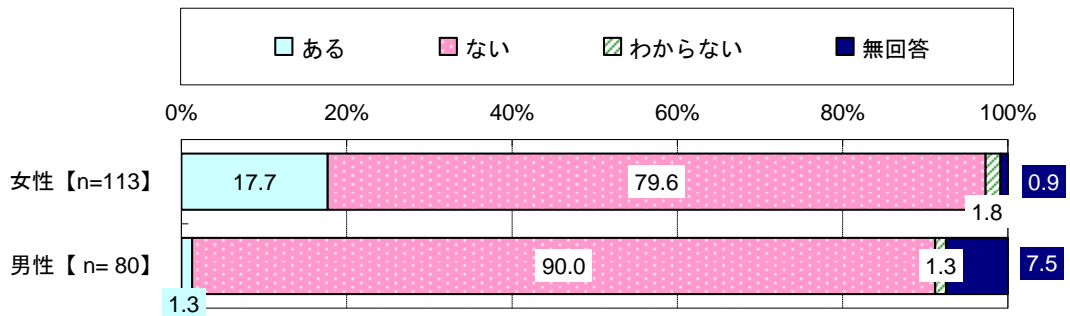
相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目にふれる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。特に雇用の場においては、「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされています。

#### ※3 ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情などの好意（好感）の感情やそれが相手によって満たされなかったことに対する怨恨（えんこん＝恨み）の感情を満たす目的で、その特定の者又はその家族等に対してつきまとうなどの行為等を繰り返して行うことをいいます。

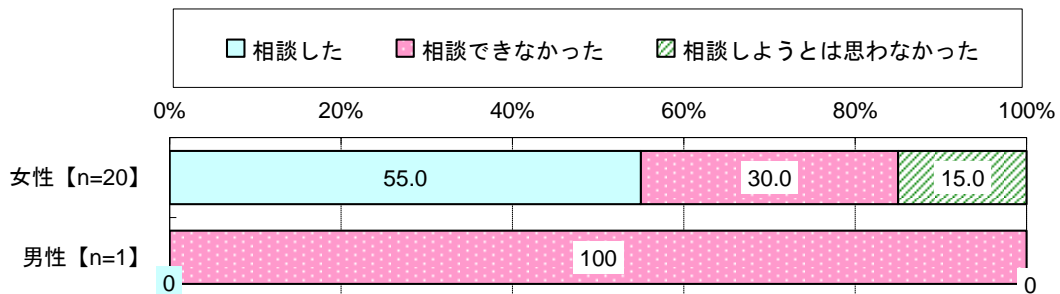
> アンケート・統計データ

■ 配偶者（元配偶者も含む）や恋人から暴力を受けた経験はあるか

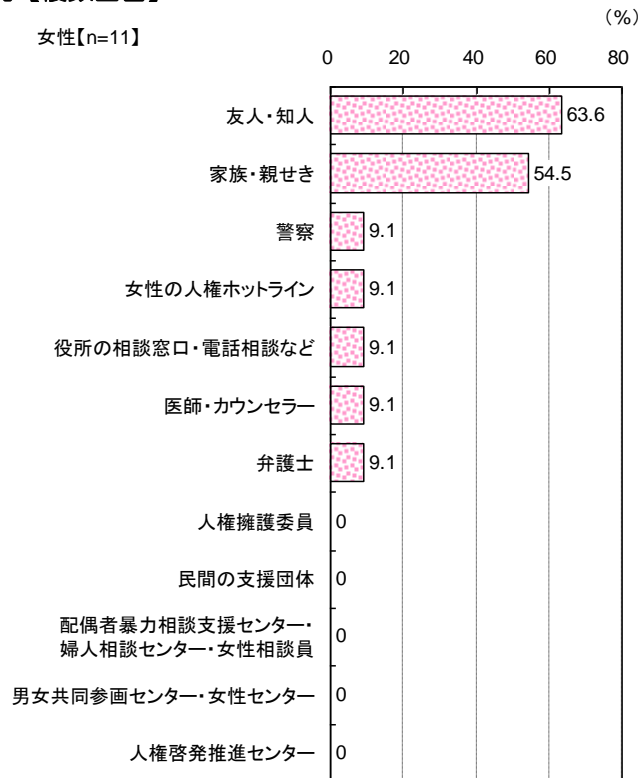


資料：広野町男女共同参画に関する町民意識調査（平成28年）

■ 相談状況と相談先



▶ 相談した人→相談先【複数回答】



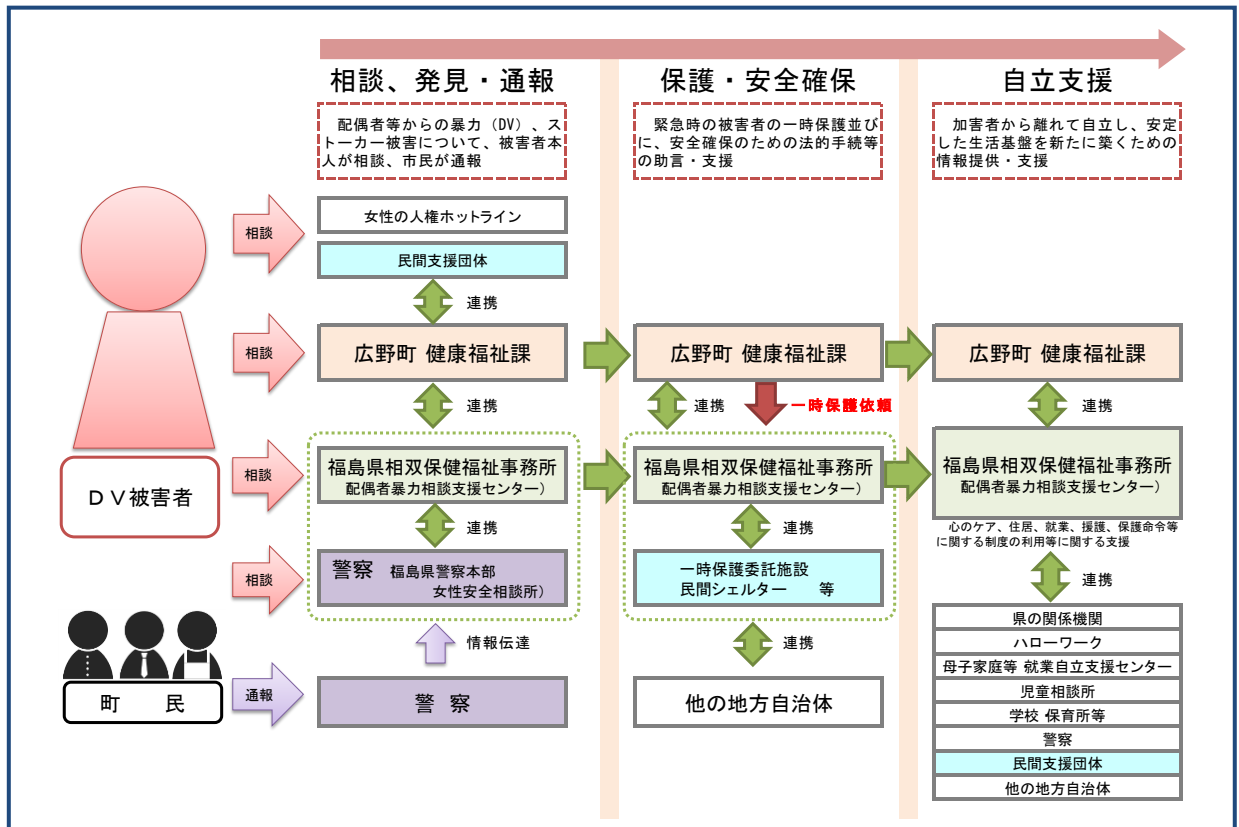
資料：広野町男女共同参画に関する町民意識調査（平成28年）



▼実現に向けた取組

番号	施策・事業名	関係部署
内 容		
1	<b>ドメスティック・バイオレンスの予防</b>	健康福祉課
<p>○ドメスティック・バイオレンス（DV）を予防していくため、町民のドメスティック・バイオレンス（DV）に対する意識を啓発するとともに、専門相談員等の配置を検討します。</p> <p>○被害者の安全を確保できるように速やかに対応するとともに、関係機関と連携しながら心のケアに取り組みます。</p>		
2	<b>暴力の被害者支援と再発防止対策</b>	健康福祉課
<p>○被害女性に対して職員が適切な対応を行えるように、職員研修を行うなど相談体制の充実を図り、被害の相談や届け出がしやすい環境づくりに努めます。</p> <p>○被害者の状況に応じた適切な保護のあり方について、関係機関と連携し検討を進めます。</p> <p>○被害者の身の安全を図るため、シェルター（緊急一時避難施設）等を運営する民間団体の育成、支援、連携のあり方等について、県や近隣市町、関係機関等との連携を図りながら検討します。</p> <p>○被害者の自立に向けたカウンセリング等、支援体制及び相談体制を整備します。</p> <p>○女性の被害者支援を総合的、効果的に進めるため、関係機関や民間団体等とのきめ細かい連携体制を確立・強化し、具体的解決を図ります。</p>		

★ 広野町におけるDV被害者等への支援体制図



番号	施策・事業名	関係部署
	内 容	
3	セクシュアル・ハラスメントの防止対策の推進	産業振興課
	<p>○パンフレットを企業へ配布するとともに、関係窓口にも配置して、事業主と労働者の理解を促します。</p> <p>○関係機関と連携して、相談に関する情報提供を行います。</p>	
4	性犯罪等への対策の推進	環境防災課 健康福祉課 こども家庭課
	<p>○ストーカー行為や性犯罪行為などに対して厳正に対処するため、警察の協力のもと、対策の強化に努めます。</p>	

### ★町民・事業者等に期待すること

- 女性に対する暴力は、個人の問題ではなく社会問題であるという意識を持ちましょう。
- 家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場で女性に対する人権侵害を許さない環境を作っていきましょう。
- 被害を受けた場合には、一人で悩まず専門の相談機関へ相談しましょう。

## 取組方針3 支援を必要とする人が安心して暮らせる条件整備

### ▶現状と課題

ひとり親をはじめ、一人で暮らす高齢者や介護が必要な高齢者・障がい者とその家族などの援助が必要な家庭などに対し、男女共同参画の視点に立ち、安心して生活できる環境づくりが必要です。

全国の多くの自治体と同様、本町でも少子高齢化が進展していましたが、そこに震災と原子力災害の影響による転出等が重なり、平成28年における15歳未満の年少人口の割合は10.3%、65歳以上高齢者の割合は27.4%と少子高齢化が一段と顕著な状況になっています。

本町の18歳未満世帯員のいる世帯数は大きく減少しており、平成27年では114世帯、母子世帯及び父子世帯であるひとり親家庭は17世帯となっています。ひとり親世帯数は、平成22年から半減したものの、子ども（18歳未満）のいる世帯に占める割合は14.9%と増加しています。

このような子育て世代の転出に伴い、三世帯同居の解消と核家族化が進展し、高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者世帯が増加しています。

また、本町の障がいのある人は増加傾向にあり、平成28年1月時点では障害者手帳所持者は236人となっており、身体障害者手帳（身体障がい者）が167人、療育手帳（知的障がい者）が50人、精神障害者保健福祉手帳（精神障がい者）が19人となっています。

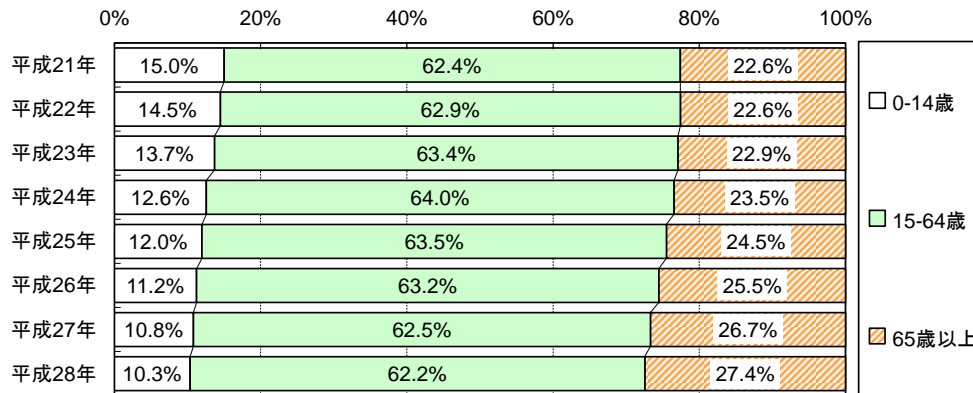
こうした状況の中、地域が一体となって、ひとり親家庭、高齢者や障がい者あるいはその家族の暮らしを支えていけるよう、ボランティアをはじめとする各種団体の活動への参加促進や、地域住民による支え合いのネットワーク体制の構築等を図っていくことが期待されます。各種ボランティア団体による活動や元気な高齢者による支援活動など、個人の能力やニーズに応じた支え合いの体制を築いていくことが求められます。

ひとり親家庭や援助が必要な家族の生活の安定を図るため、経済的援助やその他の必要な支援を図ります。また、高齢者や障がいのある人とその家族については、地域において安心した社会生活が送れるよう、生活支援や自立のための支援を図ることが大切です。

また、男女共同参画の視点に立ち、日本で働き生活する外国人の方が異文化の中で、言葉や価値観の違い、地域における孤立等の困難を抱えるケースも少なくないことから、安心して生活できるよう様々な配慮が求められます。

➤ アンケート・統計データ

■人口構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

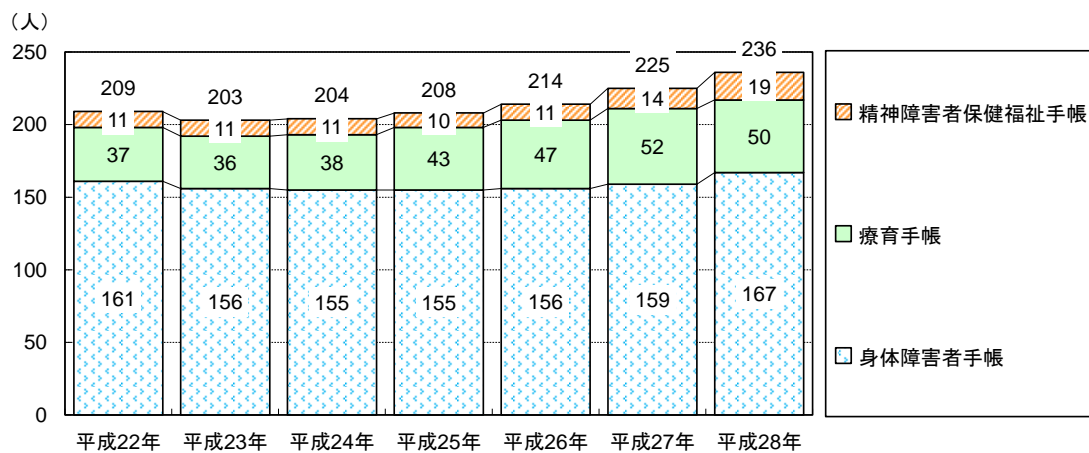
■子どものいる世帯の状況

	平成17年	平成22年	平成27年
18歳未満世帯員のいる一般世帯	563世帯	509世帯	114世帯
6歳未満世帯員のいる一般世帯	209世帯	171世帯	68世帯
ひとり親世帯数 (18歳未満世帯に占める割合)	26世帯 (4.6%)	33世帯 (6.5%)	17世帯 (14.9%)
母子世帯数	19世帯	28世帯	13世帯
父子世帯数	7世帯	5世帯	4世帯

※各年10月1日現在

資料：国勢調査

■障害者手帳所持者数の推移



※平成22年は12月31日、平成28年は1月31日現在  
平成23年から平成27年までは各年3月31日現在

資料：広野町 健康福祉課

## ▼展開する施策

番号	施策・事業名	関係部署
1	<p><b>高齢者や障がい者の生活支援</b></p> <p>○高齢者や障がい者が地域の中で安心して暮らせるよう、相談対応、必要な支援やサービスの充実に努めます。</p> <p><b>▼関連する主な事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険サービス</li> <li>●介護予防・日常生活支援総合事業</li> <li>●障害福祉サービス</li> <li>●地域生活支援事業</li> </ul>	健康福祉課
2	<p><b>ひとり親家庭に対する支援</b></p> <p>○多様な形態の家族が経済的・社会的自立し、安定した生活を送ることができるよう、情報提供や相談支援のほか、資格取得のための支援等を行います。</p> <p>○経済的負担の軽減を図るため、手当の支給や就学の援助等を行います。</p> <p><b>▼関連する主な事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●母子寡婦福祉会への支援</li> <li>●母子自立支援員による相談支援</li> <li>●子育て短期支援事業</li> <li>●母子家庭高等技能訓練促進費交付事業</li> <li>●児童扶養手当の支給</li> <li>●医療福祉費の支給</li> <li>●母子寡婦福祉資金の貸付</li> </ul>	こども家庭課
3	<p><b>地域が支え合う高齢者、障がい者等への支援と配慮</b></p> <p>○地域住民がボランティア活動に参加しやすくなるような体制づくりに努めます。</p> <p>○高齢者や障がい者等を含め、すべての地域住民が社会活動や地域活動に参加できるよう、開催方式や実施内容及び体制等について工夫・検討していきます。</p> <p>○高齢者や障がい者等にやさしい環境を提供するため、ユニバーサル・デザインの普及を推進します。</p>	健康福祉課 こども家庭課 復興企画課 総務課 建設課 町社会福祉協議会
4	<p><b>在住外国人に向けた情報の提供</b></p> <p>○町内に住む外国人のが、ともにあらゆる場へ参画できるように、情報提供の充実に努めます。</p>	総務課 町民税務課

## ★町民・事業者等に期待すること

- 日頃から地域の中であいさつや声かけを行い、見守り活動などにも協力しましょう。
- 必要なサービス利用に結びついていない人がいたら役場へ連絡するなど、できる範囲で支援をしましょう。
- 身近に生活する外国籍住民等の人権と母国の文化を尊重しながら、地域の一員として参画できる環境をつくっていきましょう。

## 基本目標Ⅲ 男女共同参画を推進する“人づくり”

### 取組方針1 学校教育における男女平等教育の推進

#### ▶現状と課題

男女の人権が尊重され、真の男女平等を実現するには、幼少期からの教育が果たす役割は大きい。学校では、人権の尊重を基本とする男女平等・男女共同参画の視点に立った教育を推進していくことが求められます。

広野町の町民意識調査においても、学校等の教育で必要なこととして、「進路指導や職業教育について、男女の区別なく個人の希望と能力を重視する」を男女ともに7割以上、「特別活動やクラブ活動等の役割分担について、男女の区別なく個人の希望と能力を重視する」を男女ともに6割以上の人が挙げており、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに個人を尊重した教育が必要という意見が多数を占めています。

一方、学校教育における男女平等の実現程度については、「平等である」は男女ともに半数以上と比較的高い評価と言えるものの、“男性優遇”と回答している割合は女性では2割近くと男性の倍以上もみられ、男女の認識の差異もうかがえます。

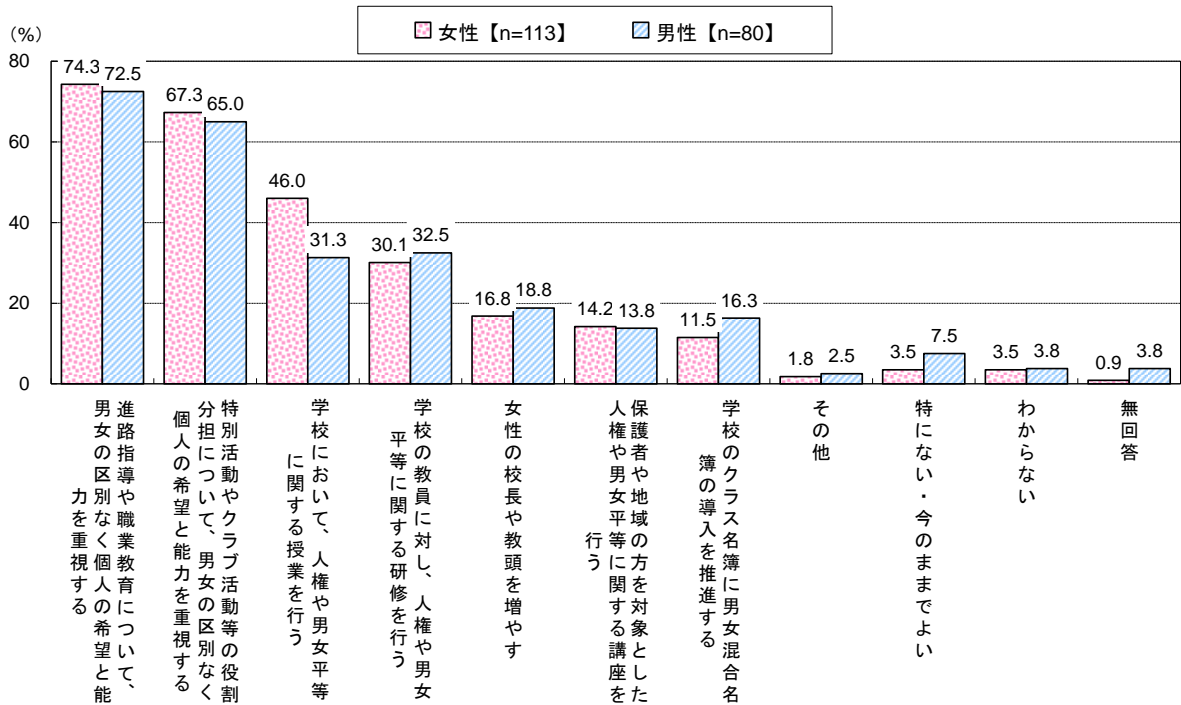
性差別のない、個人が尊重される社会を築くには、子どもの頃から、固定的な性別役割分担意識やジェンダー※にとらわれない生き方が実現されるように、学校における慣習や環境が一層平等なものとなるように努めていく必要があります。また、こうした学校での取り組みを進めていく上で、指導にあたる教職員に対して男女共同参画についての認識を高めていくことも大切です。

#### ※ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別を「ジェンダー」と表現します。生物学的な性別であるセックス（Sex）とは区別して使われます。

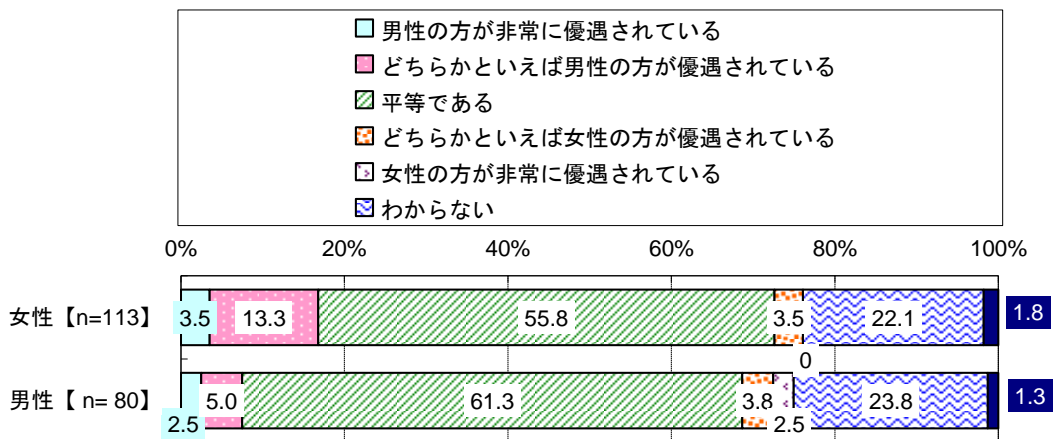
> アンケート・統計データ

■ 学校等において人権や男女平等の意識を育む教育として必要なこと（複数回答）



資料：広野町男女共同参画に関する町民意識調査（平成28年）

■ 「学校教育の場」で男女の地位は平等か



資料：広野町男女共同参画に関する町民意識調査（平成28年）

## ▼実現に向けた取組

番号	施策・事業名	関係部署
	内 容	
1	<b>ジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進</b>	教育委員会
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校のあらゆる場面において、ジェンダー・フリー*の考えが活かされ学び取れるような教育を推進します。</li> <li>○男女混合名簿の採用等を推進して、男女互いの人権を尊重します。</li> <li>○男女平等の視点に立った進路指導や生活指導を実現します。</li> </ul>	
2	<b>教職員の研修機会の充実と人材の登用</b>	教育委員会
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員の男女共同参画に対する正しい知識や意欲の高揚を図るため、人権教育担当者の研修会に積極的に参加し、啓発に努めます。</li> </ul>	
3	<b>人権教育と性教育の充実</b>	教育委員会 町民税務課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人の命の大切さについて指導するとともに、「いじめ」の根絶に向けて取り組みます。</li> <li>○人の誕生や成長、性について理解を深めるため、担任や養護教諭と連携し、性教育の指導等の充実と徹底を図ります。</li> <li>○思春期教育など、人権としての性について、情報や学習機会の提供、そして相談や指導者研修の充実を努めます。</li> <li>○人権を軽視する表現や考え方などの影響を受けやすい若年層に向け、人権尊重のための教育・学習を充実します。</li> </ul>	

## ※ジェンダー・フリー

性別にしばられることなく、自分らしさや個性を伸ばすことをジェンダ・フリーといい、学校教育の場等で使われています。

## ★町民・事業者等に期待すること

●学校行事やPTA活動等に積極的に参画し、男女共同参画社会の形成に向けた教育の推進に協力しましょう。



## 取組方針 2 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

### ▶現状と課題

未来を担う子どもたちが、人権尊重や自立の意識を確立していく上で、幼少期からの家庭等における教育は重要です。

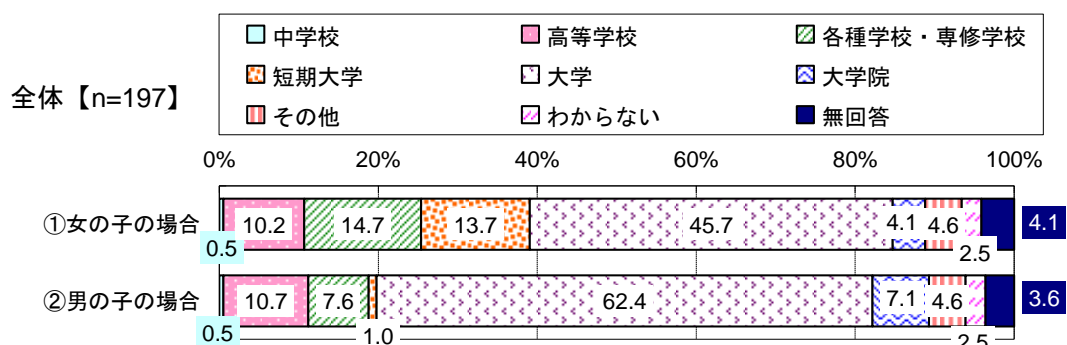
広野町の町民意識調査において、自分に子どもがいると仮定して、女の子とも男の子ともそれぞれにどの程度の教育を受けさせたいか尋ねたところ、女の子の場合には「大学」もしくは「大学院」と回答した割合は半数未満であり、男の子の場合と比べて20ポイント以上も低い結果となっています。

家庭の場で受け継がれる価値観の一つに、性別によって個人の生き方を固定化する考え方もあるため、家族の構成員が男女共同参画について理解を深めていくことが大切です。

また、社会教育においても、人権尊重と男女平等の意識を高め、女性も男性も生涯を通じて自己実現をめざしていけるように、様々な学習機会の充実に努めることが必要です。このため、女性の経済的自立や男性の生活自立に視点をおくとともに、男女共同参画に関する情報を得る機会の少ない男性や若年層への啓発機会を充実するなど、男女共同参画に関する講座等の学習機会の充実や情報の積極的な提供に努めていくことが重要です。

### ▶アンケート・統計データ

#### ■子どもにどの程度の教育を受けさせたいか



資料：広野町男女共同参画に関する町民意識調査（平成28年）

## ▼実現に向けた取組

番号	施策・事業名	関係部署
	内 容	
1	<b>家庭における学習機会の充実</b>	教育委員会 総務課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭等における幼少期からの男女平等教育の推進に向け、情報・学習機会の充実に努めます。</li> <li>○男女共同参画に関して情報を得る機会の少ない男性、若年層等に対し、男女共同参画に関する情報・学習機会の提供に努めます。</li> <li>○男女の家庭生活面の自立及び地域生活への参加を支援する情報・学習機会の充実に努めます。</li> <li>○家庭や地域において、生涯にわたり固定的な男女の役割分担意識にとらわれない教育を行うための教材研究や指導者養成等を図ります。</li> </ul>	
2	<b>地域や生涯学習における機会の充実</b>	教育委員会
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生涯学習のあらゆる機会を通じて、男女共同参画促進のための情報の効果的な提供と、情報交換の場の確保に努めます。</li> <li>○パソコン教室の開催等を検討し、町民が参画しやすい環境づくりに努め、インターネットなど情報の収集・分析能力の育成を図ります。</li> <li>○地域の男女共同参画を促進するための人材育成に努めます。</li> </ul>	

## ★町民・事業者等に期待すること

●子どもたちを育てる上で、性別にとらわれずに個性と能力を伸ばす視点、男女ともにバランス良く家事に参画する視点、男女ともに経済的に自立する視点を持ちましょう。

## 取組方針3 様々な分野に参画し、責任を担うことのできる人材の育成

### ▶現状と課題

広野町の町民意識調査において、政治・経済・地域などの各分野で女性のリーダーが増えると社会的にどのような影響があると思うか尋ねたところ、「女性の声が反映されやすくなる」「男女問わず優秀な人材が活躍できるようになる」は男女ともに5割以上、「多様な視点が加わることにより、新たな価値や商品・サービスが創造される」「男女問わず仕事と家庭の両方を優先しやすい社会になる」は同じく4割以上と、性別にかかわらず多くの人が挙げています。反対に、影響は「特にない」と回答した人は男女ともに極めて少ない状況です。

また、女性のリーダーを増やすときに障害になるものとして、「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」「上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しないこと」を半数程度の女性が挙げています。

行政や地域活動、職場等での意思決定過程における女性の参画が十分に進んでいない背景には、このような性別役割分担意識や男女に対する期待の差が社会的役割に結びついていることや経済的な力の差があることなどが考えられます。

政治や経済・社会・文化などあらゆる分野において女性が参画し、責任を担えるようにしていくには、女性の採用・登用の促進等を図るとともに、女性自身も意識を高め、主体的に各種課題に取り組み、解決を図っていけるような能力を開発していくことが大切です。

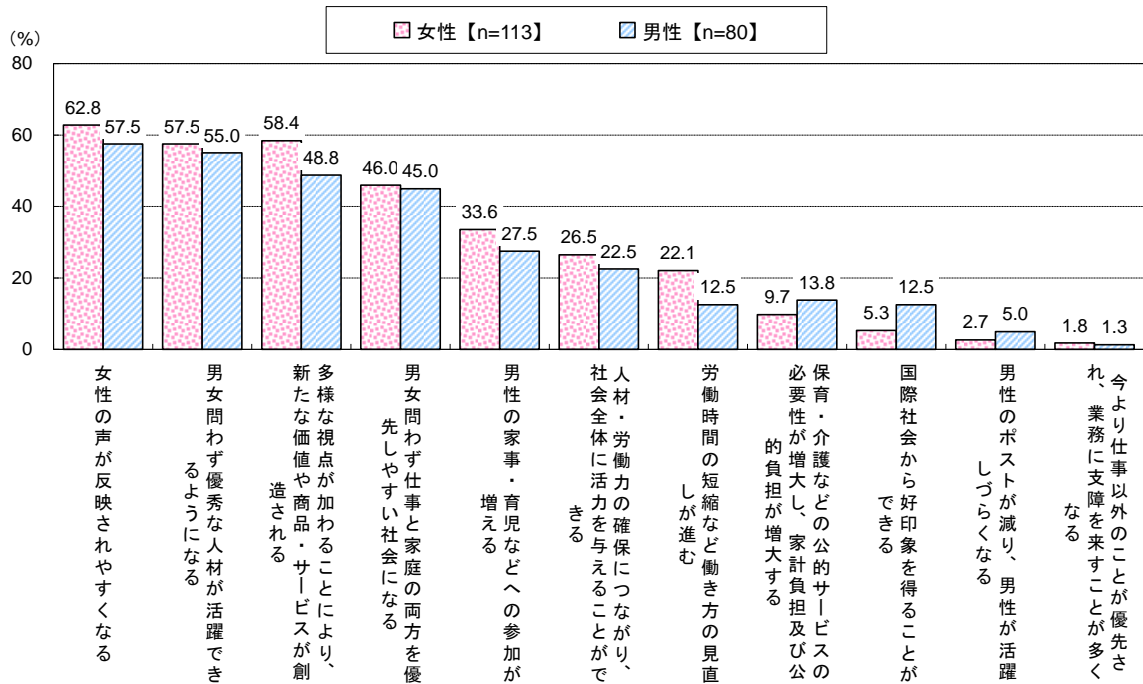
本町では、情報提供や女性活動団体の支援などを通じて女性のエンパワーメント※の促進を図ってきましたが、さらに女性の活躍の場が広がるように、あらゆる場面を通じた教育・学習の充実、女性団体や学習グループへの支援、また、様々な分野で活躍する女性の相互交流の活性化等により、女性人材の育成に努めていく必要があります。

#### ※エンパワーメント

「権限を委ねながら、一人ひとりの能力を引き出すこと」と定義されますが、学習等によって自らの状況にめざめ、獲得した意識や想いを原動力として、主体的に自らの現状変革にのぞむことをエンパワーメントといいます。女性のエンパワーメントは「力をつけること」を意味しています。

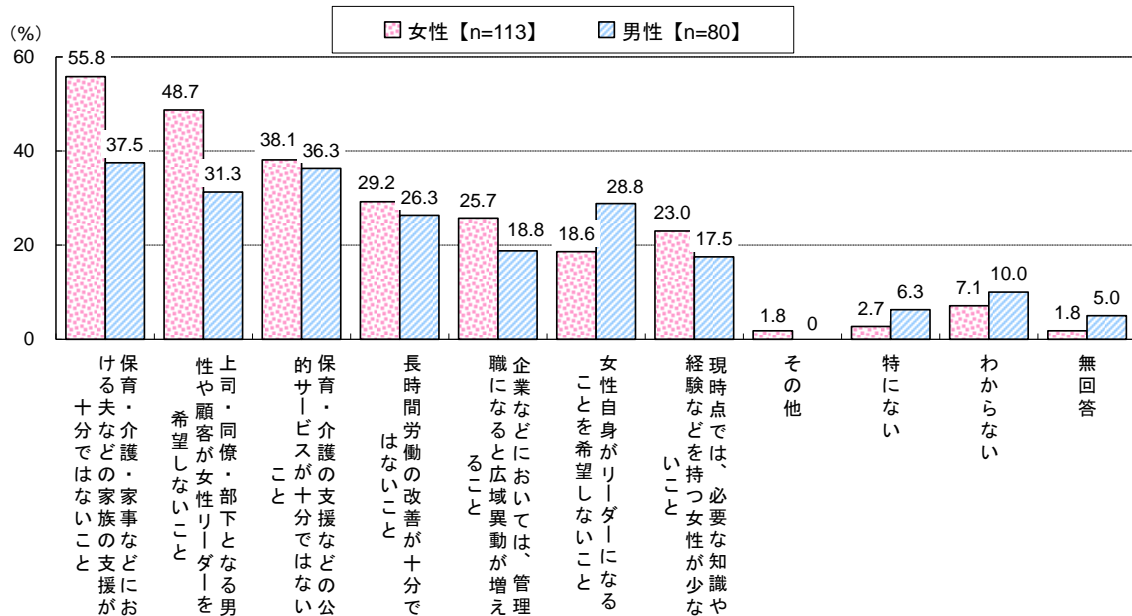
▶ アンケート・統計データ

■政治・経済・地域などの各分野で女性のリーダーが増えることのような影響があると思うか（上位回答）【複数回答】



資料：広野町男女共同参画に関する町民意識調査（平成28年）

■女性のリーダーを増やすときに障害となるものは何か【複数回答】



資料：広野町男女共同参画に関する町民意識調査（平成28年）

## ▼実現に向けた取組

番号	施策・事業名	関係部署
内 容		
1	<b>エンパワーメントの推進</b>	教育委員会 総務課
<p>○女性の地位向上や女性問題解決のための活動を行っているグループや団体等を支援します。</p> <p>○様々な分野で活躍している女性等の相互交流によるネットワーク構築を支援します。</p> <p>○県等が主催する自己啓発のためのセミナーや研修会を紹介します。</p> <p>○女性団体や学習グループの発表の場・活躍の場を確保し、その活動を支援します。</p>		
2	<b>女性人材の育成</b>	総務課 教育委員会
<p>○様々な分野において女性リーダーが確保・育成されるよう支援します。</p> <p>○地域における男女共同参画のための学習指導者の育成に努めます。</p> <p>○県男女共生センターへの派遣や県研修会の派遣等により、女性人材の育成を図ります。</p>		
3	<b>団体活動の活性化</b>	教育委員会 全課
<p>○女性団体や学習グループの発表の場や活躍の場を確保し、その活動を支援します。</p> <p>○様々な分野における地域リーダーの確保・育成に努め、男女共同による地域活動、団体活動の活性化を図ります。</p>		

## ★町民・事業者等に期待すること

- 研修や講座等の学習機会を捉え、積極的に参加するようにしましょう。
- 女性が学習機会を得られるよう、職場等においてはできる限り配慮しましょう。

## 基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の“基盤づくり”

### 取組方針 1 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

#### ▶現状と課題

本町が大きな被害を受けた東日本大震災をはじめ、近年、多くの自然災害が発生しています。災害時には平常時における社会の課題が一層顕著になって現れることが明らかとなっており、被災後、家事・子育て・介護等の家庭生活の責任が女性に集中した事例などが報告されています。そのため、平常時から、男女共同参画を推進することはもちろん、女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに留意し、男女共同参画の視点から災害に備えておく必要があります。

本町では、震災を契機に、防災分野の意思決定の場への女性の参画が一層進みました。また、本町の消防団には女性で構成する「婦人消防隊」が組織されています。平成28年度では消防団全体の約2割を占め、防災訓練のほか、災害時には安否確認や後方支援等の任務を担っています。

今後も、防災の取り組みや物資の備蓄・調達、避難所運営、被災者支援にあたっては、男女のニーズの違いや生活者のニーズを把握するとともに、それぞれの視点に十分配慮することが必要です。

また、東日本大震災後、住民の帰還が進む本町の各地域においては、震災後の人口流出、高齢者のみの世帯の増加や単身世帯の増加など、様々な変化が生じています。地域コミュニティの再生を進める上では、生活者の多様な意見を反映した現実的かつ継続的な対策を実現させることが必要となるため、男女共同参画、特に女性の視点を反映していくことが不可欠です。

そのためには、復興の担い手としての女性が活躍し、復興に向けた地域活動等に男女がバランス良く参画できる環境づくりが重要となります。

防災から応急、復旧・復興等のあらゆる局面において、女性が重要な役割を果たしていることを再認識し、その啓発を図り、防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍することを推進していくことが大切です。

#### ▶アンケート・統計データ

##### ●消防団員数と女性の構成比

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
消防団員	①	117人	105人	100人	99人	98人
婦人消防隊	②	25人	25人	25人	25人	24人
総数	③=①+②	142人	130人	125人	124人	122人
総数に占める女性の割合	②/③	17.6%	19.2%	20.0%	20.2%	19.7%

資料：広野町 環境防災課

## ▼実現に向けた取組

番号	施策・事業名	関係部署
	内 容	
1	<b>防災分野における女性の参画促進</b>	環境防災課
	<p>○地域防災計画や避難所運営マニュアル等の企画・立案における女性の参画を促進し、女性の視点を取り入れながら様々な立場の人のニーズへの配慮を図ります。</p> <p>○避難所における女性エリアの設置など、緊急時でもプライバシーの確保や衛生水準が向上するよう、女性に対する配慮の啓発と仕組みづくりに取り組みます。</p> <p>○防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍することを推進します。</p>	
2	<b>地域防災活動への女性の参加の促進</b>	環境防災課
	<p>○地域の女性の参画を得ながら、防災訓練、防災・防火に対するPR活動などを実施します。</p> <p>○防災や災害の様々な場面に女性の参加を促進するため、女性消防団員（婦人消防隊員）の確保と活動支援に努めます。</p>	
3	<b>復興と地方創生における女性の参画促進</b>	復興企画課 産業振興課 総務課
	<p>○地域における女性の活躍は、地域経済が活性化され、多様な就業の機会の創出や地域社会全体に活力をもたらすことから、復興と地方創生に向け、女性の活躍の促進を図ります。</p>	

## ★町民・事業者等に期待すること

- 防災、復興、地域づくりなどの分野に、女性が率先して参画していきましょう。
- 復興の過程において、地域における男女双方の生活者の多様な意見が反映されるよう努めましょう。
- 女性の視点や多様な発想を生かし、地域の暮らしの改善や身近な生活課題の解消につながる取り組みを実践していきましょう。

## 取組方針 2 意思決定過程における男女共同参画の拡大

### ▶現状と課題

男女共同参画の実現には、男女が対等な社会の構成員として、公共政策や各種団体等での方針の立案・決定に共に関わる機会が確保されることが重要です。そして、女性が携わってきた生活の場における感覚や視点を生かし、社会制度を再考していくことは大切なことです。

本町においては、(平成 29 年 3 月現在、町議員数 10 人に対して女性議員は 2 人、また、)平成 28 年における審議会・委員会等の女性登用率は、審議会では 19.5%、行政委員会では 12.0%と低い水準にあり、町役場においても係長相当職以上の管理的立場の女性職員の割合は 17.5%にとどまっています。

広野町の町民意識調査においても、行政への女性の意見の反映度について、「十分反映されている」という回答は男女ともに全くみられなかったほか、「ある程度反映されている」という回答が女性では 12.4%、男性では 18.8%にとどまっています。

その一方で、これからの広野町のまちづくりに女性の参画を促進していくことについては、男女ともに 8 割以上が賛同しています。参画を期待する分野としては、男女ともに「子育て支援・教育」「福祉・介護」「就業・労働経済活動」「まちづくり・広野ブランド育成」などが多く、男性からは「地域活動」に女性の参画を期待する意見も多く寄せられました。

このため、女性の考えや意見が政策や方針決定などの意思決定過程に十分に反映されるように女性職員の採用に努め、能力の活用や職域拡大を図りながら適任者を管理職に登用したり、行政の審議会等での選任方法を見直すなど、各種取り組みを検討する必要があります。

また、自治会や区長、PTA 会長なども男性がほとんどであるため、地域や各種団体等でも企画の段階から女性、男性を問わず一緒に参加し、女性が発言しやすくなるような仕組みづくりに取り組んでいくことが大切です。



> アンケート・統計データ

■町の審議会・行政委員会等における女性委員の割合【平成28年4月1日】

	委員総数		
	うち女性	女性比率	
審議会※ <sup>1</sup>	113人	22人	19.5%
行政委員会※ <sup>2</sup>	25人	3人	12.0%

※1 地方自治法第202条の3に基づく審議会等

※2 地方自治法第180条の5に基づく委員会等

資料：広野町 総務課

■町職員の地位別在職状況【平成28年4月1日】

	職員総数		
	うち女性	女性比率	
課長相当職	16人	0人	0%
課長補佐相当職	15人	1人	6.6%
係長相当職	9人	6人	66.6%
総数（係長相当職以上）	40人	7人	17.5%

※専門職、一般行政職含む

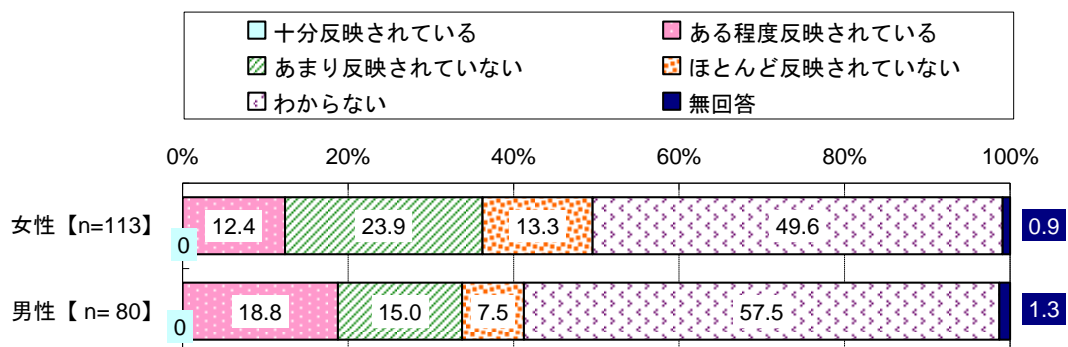
資料：広野町 総務課

👉 参考指標（日本再興戦略における2020年成果目標）

社会のあらゆる分野において

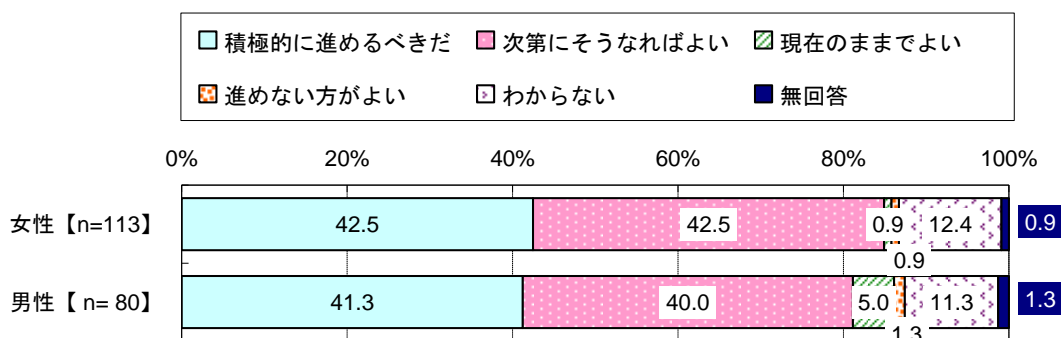
**指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%程度**

■行政への女性の意見の反映度



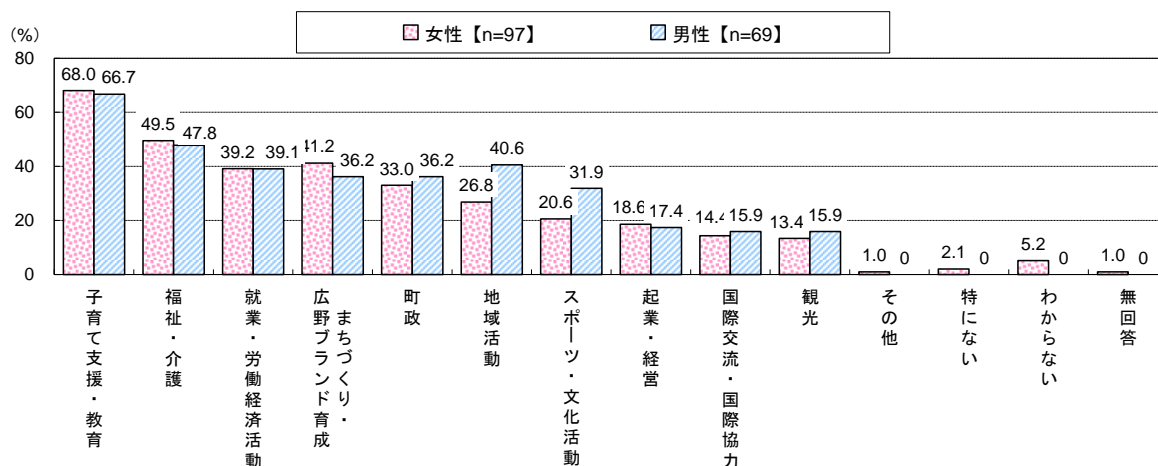
資料：広野町男女共同参画に関する町民意識調査（平成28年）

■ 広野町のまちづくりに女性の参画を促進していくことについて



▶ 女性の参画促進に賛同する人

→ 女性の参画を期待する分野【複数回答】



資料：広野町男女共同参画に関する町民意識調査（平成28年）

## ▼実現に向けた取組

番号	施策・事業名	関係部署
	内 容	
1	<b>行政情報の提供</b>	全 課
	<p>○町政への興味や関心を促すため、わかりやすい広報活動や幅広い広聴活動の展開に努めます。</p> <p>○インターネットや地域の情報機関など、多様なメディアを活用して行政情報の提供を図ります。</p> <p>○実効性のある審議が行えるように、各種審議会にかかわる情報の積極的な提供に努めます。</p>	
2	<b>委員会、審議会への登用</b>	全 課
	<p>○女性の意見がまちづくり等に反映できるように、女性の登用率がそれぞれの審議会等において30%以上となるよう努めます。</p> <p>○様々な分野で活躍する人材を把握し、多様な活動への参画を図るなど、活用に努めます。</p>	
3	<b>企業、団体、地域での参画促進</b>	産業振興課 復興企画課 総務課
	<p>○県や商工会連合会の開催する研修等を紹介し、女性就労者の能力発揮や向上に向けた支援策を検討します。</p> <p>○企業における女性の登用や待遇改善などの参考事例を、町広報誌等を活用して周知を図ります。</p> <p>○町内会・自治会等、地域コミュニティ等における意思決定過程への女性の参画が拡大するように要請します。</p> <p>○農業協同組合等への女性の正組合員加入が拡大し、そして役員等への参画促進が図れるように、啓発活動や仕組みづくりへの支援に努めます。</p> <p>○女性の登用について、各種関係機関・団体・地域等への協力要請と啓発活動を進めます。</p>	
4	<b>研修機会の充実</b>	総 務 課
	<p>○町職員を対象とした研修を定期的実施してジェンダーに敏感な視点を養成することにより、職員が率先して男女共同参画社会の形成に向けた施策の策定や事業の推進に取り組むように努めます。</p>	

## ★町民・事業者等に期待すること

- 女性は、行政、職場、地域等のあらゆる方面の活動に率先して参画していきましょう。
- あらゆる分野の意識決定過程において、女性の意見を反映するよう努めましょう。

## 取組方針3 人権・個性の尊重と制度・慣習の見直しの促進

### ▶現状と課題

私たちの職場や家庭、地域社会においては、本人の個性や能力よりも、「女だから」「男だから」といった固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行が、未だに根強く残っている状況がみられます。

広野町で実施した「男女共同参画に関する町民意識調査」においても、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、賛同しない意見が多くを占めるものの、男性では賛同する意見の割合が女性よりも高くなっています。

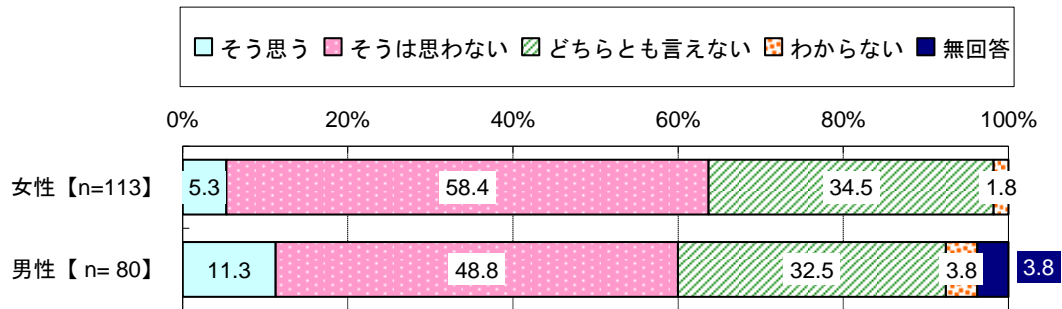
また、男女平等の実現程度については、女性では“男性優遇（「優遇されている」「どちらかと言えば優遇されている」の合計）”と回答した割合が7割近くにのぼる一方、“女性優遇”という回答はほぼ皆無であり、女性の不平等感が強いことを示す結果となっています。

さらに、あらゆる分野で平等になるために最も重要と思うこととして、男女いずれも「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が最も多くを占めています。また、男性が家事や育児などに積極的に参加していくために必要なこととしては、夫婦や家族間のコミュニケーションに加え、男性自身が家事などへの抵抗感をなくすことが多く挙げられています。

性別にかかわらず一人の人間としてその能力と個性を十分に発揮し、真の男女共同参画社会を築いていくためには、従来の慣習や社会通念にとらわれることなく人権が尊重され、個人の選択の幅を広げる男女共同参画の考え方を醸成していくことが重要となります。このため、多様な媒体や団体により、広く啓発・広報活動を推進していくことが必要です。

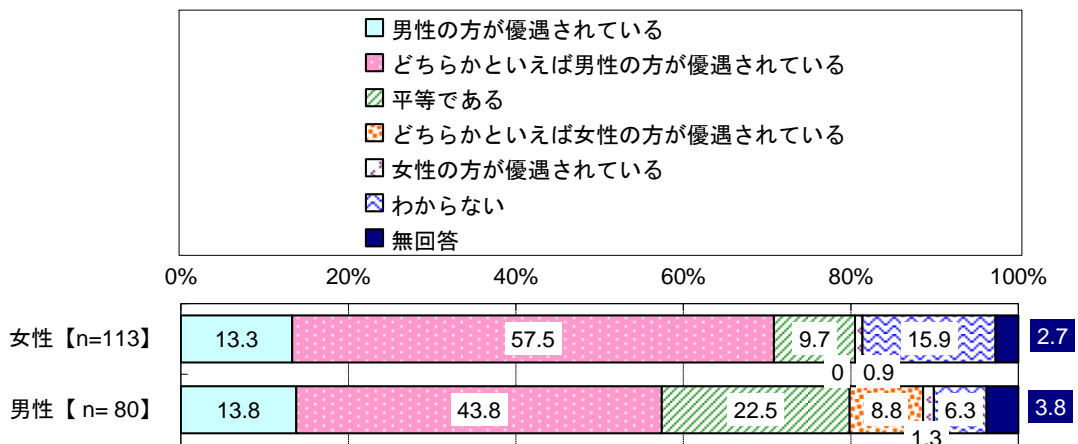
> アンケート・統計データ

■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



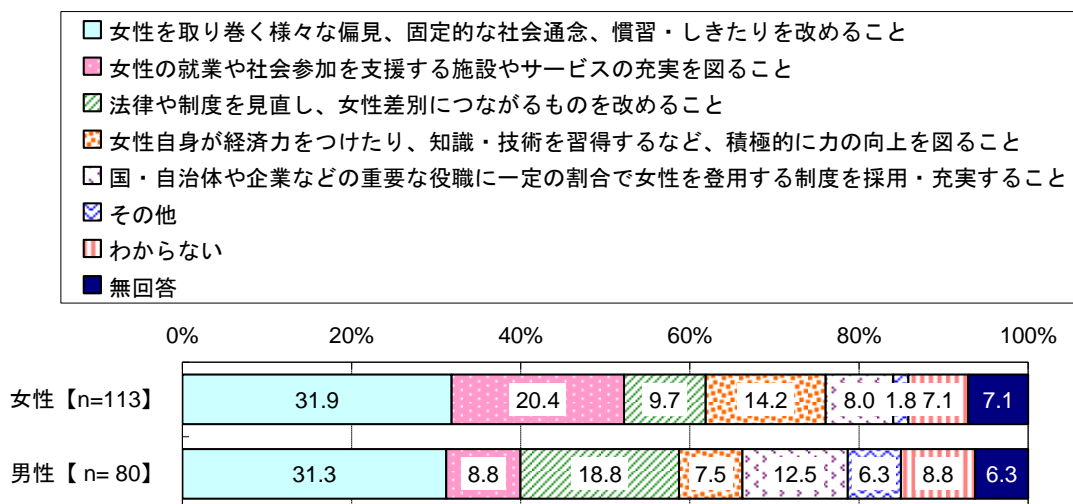
資料：広野町男女共同参画に関する町民意識調査（平成28年）

■ 社会全体で男女の地位は平等になっていると思うか



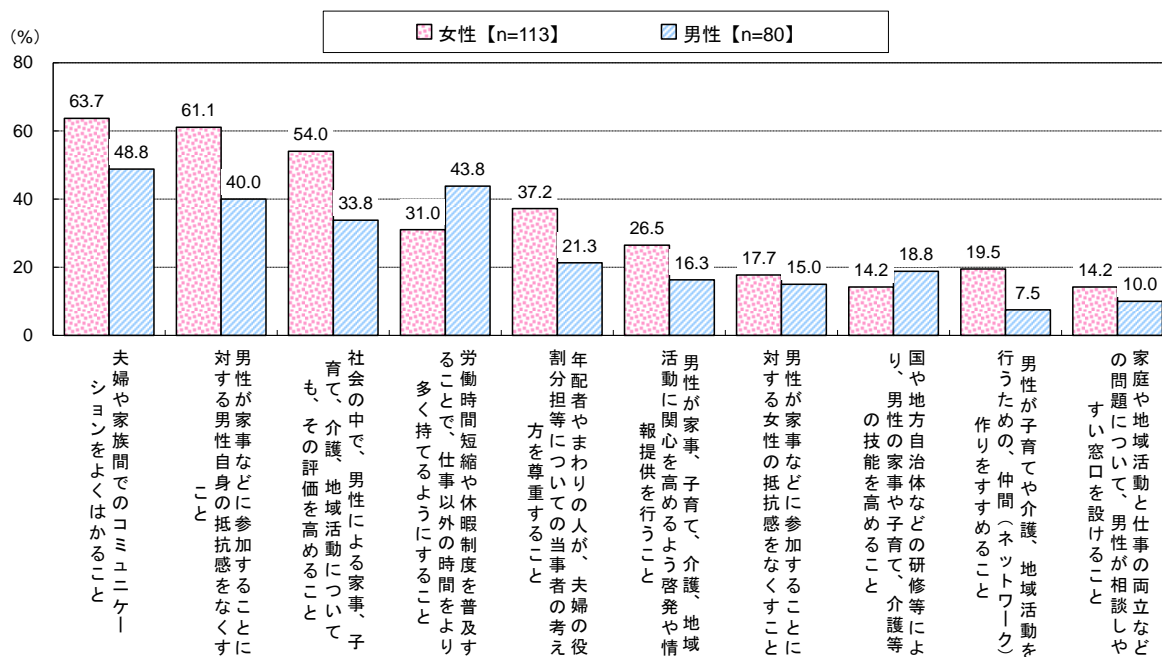
資料：広野町男女共同参画に関する町民意識調査（平成28年）

■ あらゆる分野で平等になるために最も重要と思うこと



資料：広野町男女共同参画に関する町民意識調査（平成28年）

■男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと【複数回答】



資料：広野町男女共同参画に関する町民意識調査（平成28年）

## ▼実現に向けた取組

番号	施策・事業名	関係部署
1	<b>広報・啓発活動の展開</b> ○男女共同参画に関し、各界各層との連携による広報・啓発を行います。 ○男女共同参画の視点で、多様な媒体・団体による広報・啓発が展開するように努めます。 ○企業等における男女共同参画に関する取り組みが周知されるよう、町広報紙等の活用を図ります。 ○誰もが参画できる男女共同参画に関する研修会や講習会の拡大を検討します。	全課
2	<b>社会制度、慣行の見直し</b> ○世代や性別を超えた交流の場を創設することにより、地域における多様な経験を学び合い、地域や家庭に根付いている慣行の見直しに努めます。 ○従来の慣習に縛られることのない新しい生活習慣への改善をめざすための意識改革を図ります。	人権擁護委員 町民税務課
3	<b>家庭における慣習の見直し</b> ○家事に関わる技術を学び、誰もが家事に参加できるよう、各種講座を開催します。 ○社会・文化的な面から見て、性による違いに敏感になるような試みが家庭から行われるよう、家庭からの取り組みを支援します。	教育委員会
4	<b>自分らしさの尊重</b> ○性や置かれた状況にかかわらず、個性や能力が尊重されるような環境づくりの展開を図ります。 ○人権を考えるための学習会や講演会の開催を拡大するよう努めます。 ○人権に関する意識づくりに必要な情報や資料を関係機関から収集するとともに、あらゆる機会を通じて提供に努めます。	人権擁護委員 町民税務課

## ★町民・事業者等に期待すること

●男女の不平等感をもたらすようなしきたりや習慣に気づき、地域のみんなで協力して改善に努めましょう。

## ▼展開する施策の成果目標

項目		現状値	目標値
1	「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛同しない町民の割合 (アンケート調査:「そう思わない」「どちらとも言えない」の割合)	女性:92.9% 男性:81.3%	女性:95% 男性:90%
		【H28年】	【H33年】
2	町の審議会・行政委員会等における女性の登用率	審議会等 19.5% 行政委員会等 12.0%	審議会等 30% 行政委員会等 30%
		【H28年度】	【H33年度】
3	町役場の管理的地位の女性職員の割合 (係長級以上の職員に占める女性職員の割合)	17.5%	20%
		【H28年度】	【H33年度】
4	保育所等利用待機児童数	0人	0人
		【H28年4月】	【H33年4月】
5	相談できなかったと回答するDV被害者の割合 (アンケート調査:被害を受けた人の「相談できなかった」割合)	女性:30.0%	女性:15%
		【H28年】	【H33年】
6	「学校教育の場」で男女の地位を「平等」と回答する割合 (アンケート調査:「平等である」の割合)	女性:55.8% 男性:61.3%	女性:70% 男性:75%
		【H28年】	【H33年】



第

4

章

## プランの推進



## 1 推進体制の充実

### (1) 庁内推進体制の構築

第2次広野町男女共同参画プランをより効果的に、かつ実効性のあるものとするためには、全庁的に行政課題としての認識を持って取り組むことが必要です。

そのため、男女共同参画に関する町職員の研修を実施して意識啓発を図るとともに、全庁的な連携体制を確立し、総合的・効率的な観点からプランを推進していきます。さらに、他市町村との情報交換に積極的に取り組み、本町における男女共同参画施策の効率化を図ります。

### (2) 啓発・広報と調査・研究

男女共同参画の実現のためには、町民一人ひとりの意識改革や自主的な行動が欠かせません。性別にとらわれない男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しを図るため、その背景にある固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画社会形成のための広報・啓発を推進します。

また、職場、家庭、地域等において形成された社会的・文化的な社会制度や慣行には、男女共同参画社会の実現を阻むものがみられます。こうした私たちを取り巻く社会のあらゆる分野に存在するジェンダーについて把握と改善を図るため、男女共同に関する様々な調査・研究を推進し、課題の把握や成果の共有に努めます。

## 2 関係機関との連携強化

### (1) 町民・団体・事業者等との連携

本プランを推進する上で、町民一人ひとりが男女共同参画社会の実現を自分自身にかかわることとして主体的に考えていくことが大切です。

このため、多様な手段による情報の収集及び提供を図るとともに、町民や自主的な活動を展開する町民活動団体などと協働で取り組めるように、関係機関や団体とのネットワークの構築に努め、全町をあげた体制でプランを推進します。

### (2) 国及び県、近隣市町村等の関係機関との連携

男女共同参画に関する施策については、町単独で行うことが困難な広域的、専門的な事業も多いため、国及び県、近隣市町村等の関係機関と連携しながら、施策の推進を図ります。

### 3 プランの進行管理

プランの進行管理については、施策及び実施事業について進捗状況を把握し、施策の達成度や効果等を評価するとともに、必要に応じて事業等の見直しに反映します。



## 資料編



## 1 広野町男女共同参画プランの改訂実施要領

この要領は、平成16年2月に策定された「広野町男女共同参画プラン」の計画期間満了に伴う改定作業の実施にあたり、必要な事項を定める。

### (基本方針)

- 第1 「男女共同参画」に関する広野町の基本計画である「広野町男女共同参画プラン」（以下「計画」という。）の策定から10年以上が経過したため、法制度の改正状況に加え、国や県の動向及び東日本大震災後の町の状況を反映したものとなるよう所要の改訂を行う。
- 2 計画には、地域経済の活性化に向けた女性活躍の促進、復興・防災における男女共同参画の推進、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組に関するものを併せて盛り込むこととする。

### (実施方法)

- 第2 計画の改訂作業にあたっては、町の現状や町民の意向を反映させるために、住民意識調査並びに基礎資料の収集及び分析結果に基づき原案を作成し、本要領に基づいて設置する「広野町男女共同参画プラン検討委員会」（以下「委員会」という。）において内容の検討を行うこととし、委員会の検討結果を踏まえて町長が計画を決定する。
- 2 改訂作業は、平成29年3月31日までに完了する。

### (委員会)

- 第3 委員会は、10名以内の委員で組織する。
- 2 委員は、男女共同参画に関する各種団体等から適当と認められる者の中から町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱日から平成29年3月31日までの間とする。
- 4 委員は、互選により委員長及び副委員長各1名を選出するものとする。
- 5 委員長は委員会を総理し、副会長は会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

- 第4 委員会は、町長の求めに応じて開催するものとし、その審議において委員長が議長を務めることとする。

### (報償費)

- 第5 委員会に出席した委員には、謝礼金として1回の出席につき4,000円を支払う。

### (庶務)

- 第6 委員会の庶務は、総務課において処理する。

## 2 広野町男女共同参画プラン検討委員会名簿

No.	氏名	所属	役職	分野	備考
1	金子 晴美	広野町行政相談員	行政相談員	行政	◎
2	猪狩 順子	広野町教育委員会	教育委員	教育	○
3	金澤 咲子	広野町商工会	経営指導員	労働	
4	大和田 慎	広野町社会福祉協議会	事務局長	福祉	
5	青木 寿之	広野町保健センター	所長	保健	
6	松本 記美子	広野町保育所	所長	保育	
7	本多 明	広野町役場	副町長		
8	大和田 俊	広野町役場	総務課長		
9	鈴木 秀臣	広野町役場	福祉介護課長		
10	林 澄子	広野町役場	出納室 出納審査係長	職員代表	

※◎委員長 ○副委員長



---

## 第2次広野町男女共同参画プラン

平成29年3月

---

発行 広野町

編集 広野町 総務課

〒979-0402

福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 35

電話：0240-27-2111 FAX：0240-27-4167

---